當麻庁舎の危険性排除に 伴う機能再編に関する 特別委員会

令和5年9月13日

葛 城 市 議 会

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会

 開会及び閉会 令和5年9月13日(水) 午後2時00分 開会 午後4時48分 閉会

- 2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
- 3. 出席した委員 委員長 奥本佳史 副委員長 松林謙司 委 西川善 員 浩 IJ 坂 本 剛 司 吉 村 始 IJ 谷 原 一 安 IJ 増 田 順 弘 IJ 西井 覚 IJ

欠席した委員 な し

- 4. 委員以外の出席議員 議 長 梨 本 洪 珪 員 横井晶行 議 IJ 柴田三乃 川村優子 IJ IJ 藤井本 浩 下 村 正 樹 IJ
- 5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

 6. 職務のため出席した者の職氏名

 事務局長
 板 橋 行 則

 書 記
 新 澤 明 子

 " 神 橋 秀 幸

 " 岸 田 聖 士

- 7. 調 査 案 件
 - (1) 當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項

開 会 午後2時00分

奥本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより當麻庁舎の危険 性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会ということで、今定例会中、これが最初の委員会でございますが、今回は當麻複合施設管理・運営基本方針(案)が出てまいりましたので、これを中心に説明いただく形になります。内容は盛りだくさんで、事前に資料を配付しておりますけど読み込んでいただいていると思いますので、委員皆様方の慎重審議をよろしくお願いいたします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯をしているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけ発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスク着用については、個人の意思に委ねられております。葛城市議会でのマスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日の委員外議員のご紹介です。下村議員、藤井本議員、川村議員、柴田議員、横井議員。 それと、1点注意事項を確認ですけども、本日の委員会での資料は回収はいたしませんが、 これは一般の方に公開されている資料ではありませんので、取扱いにはご注意ください。 それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件(1) 當麻庁舎周辺施設の機能再編に関する事項についてを議題といたします。 本日は理事者から報告がありますが、範囲が広くございますので2点に分けて説明願いま して、その都度、質疑していきたいと思いますので、ご承知願います。

では最初に、當麻複合施設整備用地及び周辺エリア測量等業務委託の実施について、及び、 當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託公募型プロポーザル実施について、理事者か ら説明願います。

林本総務部長。

林本総務部長 皆様、こんにちは。総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

本日はお忙しい中、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

今回ご報告申し上げます案件につきましては、先ほど委員長から2回に分けてということでございますけども、まず、こちらのほうで一旦全ての案件の報告の紹介をさせていただきます。現在進めております當麻複合施設の整備に係る各業務の進捗状況につきまして、ご報告をさせていただきたいと存じます。

報告案件につきましては全部で4件ございまして、1件目が當麻複合施設整備用地及び周辺エリア測量等業務委託の進捗について、2点目が當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業

務委託の進捗及び今後実施する調査の内容について。そして、一旦これで説明のほうは区切らさせていただいて、次に3件目が、當麻複合施設整備に係る設計等業務委託の公募型プロポーザル実施の進捗について。最後に4件目が、當麻複合施設管理・運営基本方針(案)について。3件目の設計等業務委託に複合施設の管理・運営計画の策定も内包していることから、今回、市が作成いたしました當麻複合施設管理運営基本方針(案)につきましてご説明をさせていただきたいと存じます。

これより先につきましては、担当室長より説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

奥本委員長 吉田庁舎機能再編推進室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 改めまして、こんにちは。庁舎機能再編推進室の吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに振り返りといたしまして、6月21日に開催されました前回の委員会では、當麻複合施設整備基本計画のパブリックコメントの結果及び進捗状況についての報告を行いました。今回も引き続きまして、現在進めております當麻複合施設整備に係る業務の進捗について報告させていただきます。

それではまず、當麻複合施設整備用地及び周辺エリア測量等業務委託の実施につきまして 報告いたします。

お手元の資料①をご覧ください。業務内容は、建築確認及び公有地活用に必要となる敷地確定のため、當麻複合施設整備用地及び周辺エリアの敷地確定、現況等測量並びに地籍更正、分筆等の登記を実施するものでございます。去る5月12日に一般競争入札の公告を行いまして、6月9日に入札を行いました結果、株式会社大和測量設計事務所葛城営業所が税込み602万8,000円で落札いたしました。現在、令和6年3月28日までの履行期間として測量等業務を進めているところでございます。

続きまして、當麻複合施設周辺エリア活用事業支援業務委託の公募型プロポーザルの実施 について報告させていただきます。

業務内容は、當麻複合施設の整備により生じる既存施設跡地の民間活用の導入を含めた利活用の方法の検討から、事業者の選定に至るまでの一連の支援業務を行うものとしています。 去る6月5日に公募型プロポーザル実施の公告を行いまして、7月14日にプロポーザルを行いました結果、株式会社アトラスワークスに決定いたしました。なお、契約金額は税込み920万7,000円で、履行期間は令和7年3月24日までとし、令和6年度までによる債務負担行為として予算措置をしております。現在、基本条件の整理、検討段階の當麻複合施設周辺エリア活用方法の検討作業に入っているところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和5年度に事業手法の導入可能性調査を行いまして、民間施設を導入する場合の民間事業者の参入意向調査及び最適な事業手法、スキームの抽出を行う予定をしていますが、万が一、参入事業者が見つからない場合のタイムロスを防ぐために、並行して直営で整備する場合の事業手法の整理及び事業スキームの検討を行います。令和6年度には事業者の公募を行い、事業者の選定を行う予定としています。

調査内容につきましては、資料②をご覧ください。調査方法といたしまして、1つは公募型サウンディング調査、2つ目としては個別事業者のヒアリングの2つの手法を併用することとしています。公募型サウンディング調査では、対象を地域のにぎわいの創出や複合施設との連携が達成できる事業者とし、業種・業態は限定せず公募し、参加表明のあった事業者に対して個別対話を行う予定です。また、個別事業者ヒアリングでは、市及び委託事業者で任意に選定し、対象を業種・業態は飲食業、小売業、不動産業として抽出した事業者にアンケートを取り、関心がある事業者に対して個別対話を行う予定としております。なお、調査は11月頃より行う予定としております。

今回、跡地の利活用についてのヒアリング対象者やヒアリング項目につきまして、各委員の皆さんが考えておられるイメージ等がございましたら調査内容に付け加えさせていただきたいと考えておりますので、ご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、2点の報告を終わらせていただきます。つきましては、報告いたしました事案につきましてご意見賜りますよう、よろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、確認、質問等を募りたいと思います。何かご ざいませんか。

西川委員。

西川委員 まず、測量の業務の件なんですけど、周辺エリアというところなんですけど、先ほど建築 確認のために一応、多分、境界明示とかをきっちりしていくために、まずは複合施設のとこ ろはきっちりやりますよと。あと、周辺エリアというところの測量というのはどこまでを想 定したはるんかなというのを教えてほしいのと、まず取りあえずそれで。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、周辺エリアというところで、今の當麻文化会館のところの複合施設を建てるところ、それと、現図書館と當麻庁舎、それから旧當麻庁舎の今の跡地、それと論地池も含めたエリアとしております。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 池とその前の駐車場ですね、今活用をされている駐車場というところも含めて測量をするというところですか。ほんで、その次に周辺エリア活用の事業支援業務というところで、今公募型でアトラスワークスというところが落札されたと思うんですけど、提案としてもここの今おっしゃっていただいた測量の範囲、そこを事業の活用をするというところで、今アトラスワークスにお願いをしているというところでよろしいですか、確認ですけど。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますが、委員おっしゃるとおりで、周辺エリア というところは今測量で考えているエリアと同じエリアで考えております。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 私も関連なんですけど、もう一回確認なんですけれども、周辺エリアの範囲なんですけれ

ども、南側は今の文化会館の前の駐車場も入るわけですね。それから図書館、それから跡地、 それから分庁舎、その奥に倉庫もあります、その倉庫、それから論地池の北側のところ、そ こにも駐車場が西側にありますけども、そこも一帯含めてという範囲でよろしいんでしょう か。それで確認したいと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、委員おっしゃるとおりでございまして、倉庫、それから論地池、駐車場、現在の公共施設の部分も含めております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 これは結構です。

奥本委員長 私のほうから再確認。論地池のところ、今、大字のほうの所有のところもありますけれども、そこのところはどこまでなんですかね。池全体ということでよろしいんですか。 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、池全体として捉えております。 **奥本委員長** ほかにございませんか。関連ですか。

西川委員。

西川委員 その範囲、もう一回。今言っていただいたんですけど、池と駐車場がありますよね。その 北側に細い里道みたいなんがあると思うんですけど、そこについても測量の範囲に入ってい ますか。というのは何が言いたいかというと、これ、後での提案、さっき提案も言うてはっ たんですけど、白鳳中学校へ行く道というのが物すごく住宅街、あそこを通って狭いので、 何かしら大きい通りから、例えばその里道とかまで一応今測っといてもらって、白鳳中学校 の正門の前ぐらいまで多分つながると思うんですけど、そういうことも頭に入れながら、交 通対策という意味でもそこまで入れといてもらったほうがいいんかなという提案ですね。入 れているかどうか、まず。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 庁舎機能再編推進室の木下でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問ですが、測量範囲に関しましては、今、委員おっしゃいましたようにいろんな可能性がございますので、少し広めに取って全体を測量するように仕様に盛り込んではございます。実際のところ、その里道のところに関しては頭の中にはありませんでしたので、今後、そういったことも含めまして、測量のほうに含めさせていただきたいと思います。

池のほうを範囲に含めさせていただいたのは、今、北側の駐車場と池のほうがいわゆる未登記という形でして、切り離せないような登記関係にございます。全体を測量してみないとどこまでが駐車場の敷地なのか、いわゆる市の敷地なのかというところが確定しておりませんので、一旦広めに全体を測らせていただきまして、市の持分を確定していくという作業でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 今一番気になるのは、結果が長尾の池かな。池の話が当初當麻町との借地契約で町が借っ

ていると思うんやけど、その辺が今どのような状況でどのようになったるかということを先に教えてもらって、ほんで、今、西川委員がおっしゃったように、白鳳中学校の出入口も両方で造ったということになってきたら、若干池の土手をかじると思うねけど、その辺と道路拡張の間に。その辺も含めて、その辺の整理をちゃんと教えてもらわんかったら、議会としてもやっぱり後々の利便性も含めて、その計画も推し進めてもらう中で、大字との折衝も考えてもらわんなん分が出てくるのと違うかなと思えて、その辺どういう借地の契約になったるかというのが分かるようやったら教えてほしいなと思ってんねけど。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 論地池の借地のことにつきまして説明させていただきます。

現在、長尾水利組合と賃貸借の契約をしておりまして、年間60万円の賃料をお支払いしているという状況でございます。面積的には約2,000平方メートルほどあると思われます。當麻庁舎が昭和43年に建築されていますけれども、その当時ぐらいから今現在北側の駐車場を整備するに当たって、大きい池を半分ほど町のほうで購入をさせていただいて駐車場にしていると。その残りが今の論地池ということになっているかという状況でございます。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 西側が土地改良区から、水利組合やと思うのやけどな、長尾やから。一応今の駐車場になっている部分は買ってるわけやな。ほんで、あと東側が今、池というか、それが残ってあるのか。ほんで、今意見があったように、勝手に市へ買えとかなんとか言うたら問題やねんけど、ただ、本来言えば、後の利用方法としたらその辺も含めて大字と話合いをしといて、やっぱり全体が有効利用できるような形にこの際しといたら、もちろん中学校へ保護者とかが行くでも駐車場がという問題もあるから、その辺も含めてね。あと、車でも荷物が入るとかいうたら、今は里道やと思うねけど、西川議員がおっしゃったように、里道をどないかするとかいうふうなことも中学校のためにも考えとくべき時期じゃないかなと。そやからその辺をちょっと、年間60万円というのは減って60万円やな、借地料。もちろんそうやと思うねけどな。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 補足で説明させていただきます。残りの池の部分で年間60万円の賃借料 をお支払いさせていただいているというところです。

西井委員 それ、いつ頃契約してあんのか。

吉田庁舎機能再編推進室長 昭和63年4月1日から長尾水利組合と契約をしております。 奥本委員長 西井委員。

西井委員 かなり古い契約やなということで。ほんで、あと残り約2,000平方メートル、2 反ほどか。 そやからそれも含めて、この際にあの辺、庁舎部分の利用活用をどのように、使うとしたら やはり池があるだけで変形になるし、ほんで、借ったまま池で残しとくというのは、利用活 用としたら市にしたらそんなに活用ないやんか。現実言や。だから、その辺も含めて、理事 者側でその計画をどのように進めていくかというのを検討してもらわんなんあかん時期が来 てんのと違うかなと。もちろん市が勝手に地域の水利組合に、こんなん、うちはこうなんや

と言うわけにもいかんへんし、お互いに理解できる円満な解決で話合いができて、お互いによかったなという結果を招いて、あと、あの地域の利便性を高めるというか、そういうことをもうぼちぼち考えてもらわんな。今の、面積の確定やそんなんだけと違って、過去には過去で話合いをしてもうて、地域にも協力してもうてその話になったと思うねけど、時代の変遷も考えたら一遍、内部で検討してもらって、中学校にも、ほんでまた今の庁舎機能、また文化会館機能、またほんで、それから後にできてきた農村広場の利用価値を上げるためとか、複合的に考えたらその辺もこの際、積極的に考えてもらわんなんときじゃないかなと思いますねけど、いかがでしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ありがとうございます。一度、長尾水利組合とは協議をさせていただいております。その際には、現在、推進室で進めております當麻庁舎周辺の再編ということで、複合化施設を建築するというところと、跡地の活用についても検討していますという話はさせていただいておりますので、引き続き水利組合と協議をしてまいりたいと思っております。

奥本委員長 西井委員。

- 西井委員 その辺も担当だけで判断できへんと思うねん。やっぱり市長とかの當麻庁舎区域のどのような方向づけするかという判断も仰いだ中で答えを出さんなんから、その辺、今すぐ市長がおられるで答弁せいと言うより、内部でもうちょっときちっと考えてもうて、そのうちにこういう方向ですというのは発表してもらいたいなと思います。どうかよろしくお願いします。
- **奥本委員長** 今、西井委員から周辺エリアの活用のところまで踏み込んでお話しいただきましたけど も、話が行ったり来たりするのもなんなんで、まず周辺エリアの測量のことに関してご意見 を取りあえず出していただいて、その次に今の跡地の活用のところで要望とかを。

西井委員 測量が入ってあるから。

奥本委員長 関連しますのでそういう話があるんですけども、取りあえずはまず一旦、測量について 何かご意見があったら出し尽くしていただいた上で、その次に入っていきたいと思うんです けど。

松林副委員長。

松林副委員長 測量というよりも分からんことがありまして、論地池の話に戻るんですけども、現段 階において論地池は測量に入るというところで、論地池は池としてずっと残さないかんものか、それとも論地池を埋め立てて何か活用できるのか、どっちなんですかね。僕、今分からんので、教えていただきたいです。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、論地池の活用ということで、長 尾水利組合と話をさせていただいた中では、池の水を田んぼに引用しているというところは ないということでございました。ということで、今後の池の在り方を水利組合のほうでも考 えていただくということにもなります。

奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 今、池の水を田んぼに入れていることはないという。ほんで、今後の池の活用につい

ても考えているということで、だから、どう考えたらいいんですかね。今後はあそこを池と しての今活用をしていないんであれば、埋め立てて活用することも場合によっては考えられ るということですかね。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 そのほうも含めまして、水利組合と協議をしてまいりたいと思います。 **奥本委員長** ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 ちょっと1点だけ。ため池の部分は年間60万円で借りているけども、強いて市がこのため 池を現状使ってはいないけども、それも含めてというか、利用しないけども借りているとい う解釈でよろしいですか、現状の話。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、旧町時代、昭和63年に契約をした際に、契約の中では公園の用途で使用するということが明記されておりまして、池の周りにベンチを置いてあったりとか、遊歩道みたいな形に公園整備をされているという状況でございます。

奥本委員長 そしたら、測量に関するところは今この程度でおさめておいて、そしたら次の周辺エリアの活用事業の支援業務委託に関するところで、委員皆様方からの……。

谷原委員 ちょっと待ってください。

奥本委員長 ありますか。谷原委員。

谷原委員 範囲ではないんですけれども、請負率が47.44%となっております。予定価格と比べて落 札金額が大変低かったものと思われますけれども、これ、私、大変違和感を覚えますので、 予定価格については積算した上で出しておられるはずですから、このことについてのどうい う認識を持っておられるのかお伺いしたいと思います。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、今回のこの測量の業務委託につきましては一般競争入札をしておりまして、その競争の結果がこういった結果になっているということでございます。現在落札していただいた事業者につきましては、いろいろと測量についても最先端の手法を用いて測量を行っていただけるということでございますので、引き続き業務を続けていきたいと思っております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 最低制限価格は工事請負等では設けなければいけませんけども、こういうことについては 最低制限価格がないので競争でこうなったと思われますけれども、今後、設計業務に入るに 当たって、随意契約ということにはならないでしょうね。再度、もう一回入札を行うと。測 量しますよね。その後、何かそこで工事をしながら設計していきますと。よくあるのは、前 段階で安く取って、後半で随意契約で継続だから込みで安くなるということもあるので、次 には、設計がもし必要な場合は当然入札されるということの考えでいいんでしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

- **吉田庁舎機能再編推進室長** 今回は測量業務の委託でございまして、今後起こり得る業務委託というのは測量以外という形になるかと思いますので、入札による契約をしていきたいと思っております。
- **奥本委員長** よろしいですか。ほかにはございませんか。 西川委員。
- 西川委員 一般競争入札やから低くなって競争性が高くなるからって、ただ、でも、言うているように、あまりにもその、決算を僕、今見ていますけど、そういうのが結構多いんですよね、やっぱりかなり不用額というのが出てきていると。やっぱりそれ、最初の見積りが甘いのと違うかなと僕は思うんですね。指名競争入札やから高くなるとか、一般競争入札やから競争性が上がって安くなるとか、そういう問題じゃないと思いますね、これね。そういう答弁じゃないような気はするので。もうちょっと、こんな半額みたいな、安けりゃええということやとは思うんですけど、もともとほんだら予定価格はもうちょっと下げれたのと違うかという話やから。その分、ほんだらほかで事業を回せてないわけじゃないですか、言うたらね、ほかのところにね。そやから、そういうことで考えたらやっぱり今の答弁はあんまり僕の中ではよろしくないのと違うかなと。一般競争入札やから安くなったとか、指名競争入札やからちょっととかいうのではないような気はするので、それはもう一回答弁いただけんのやったら、どうですか。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまのご質問に対してです。測量範囲が今回かなり広い範囲に わたっておったということが、まず見積り金額が、当初の設計金額が上がってきたという原 因にはなっております。それと、池の部分ですとか未登記の部分でかなり古い登記が残って いて未確定の部分が多くございますので、登記の作業としてもかなり難易度の高い作業が含 まれているという解釈をしての設計金額でございました。

今回落札していただいた大和測量に関しましては、偶然というか、一般競争入札に参加要件を満たしている中でなんですが、社内に土地家屋調査士を抱えておられる会社でございまして、登記業務に関しても得意分野としていらっしゃるということ、それから、測量に関してもドローン技術を活用して広範囲を測量することにたけていらっしゃるということもございまして、そういった実績を市内で残したいという思いも重なってのことだとは思うんですが、この業務に関してはかなり金額を頑張っていただいたという結果でございました。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 それでやっぱりええと思います。もともとはやっぱり、例えば土地家屋調査士だったら違う外注に出したりとか、そういうことも含めたら経費もかかってくるし、これぐらいで市のほうは見ていたと。そやから、今のところは大和測量というのはそういう方もいはって、ほんで、ドローンとか人件費も削減できながらだいぶ頑張ってくれた金額やということで理解しました。

奥本委員長 よろしいですか、測量に関してのところ。

では、その次のこの周辺エリアの活用事業支援業務委託に関して、ここは先ほどからちょ

っと触れられていますけども、各委員のこういうのがどうかという提案も含めた意見も交え てお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

吉村委員。

吉村委員 まず、今いただいています資料②という當麻複合施設周辺エリア活用事業の民間事業者の 参入意向調査計画(案)という資料のことについて、確認をさせてもらいたいと思います。

まず2ページなんですけど、2ページの2の事業概要として、計画地には公共施設と民間施設を整備すると事業概要の①に書いています。②として、公共施設とは何ですかというたら、駐車場と倉庫等で構成するということなんですが、まず1つ目は確認なんですが、この倉庫等というのは、いわゆる當麻文化会館を使った複合施設、それに全部が全部入るわけではないので、そこのところをサポートするためのそういった建物であるという理解でいいのかということをお聞きします。

またもう一つは、これをいわゆる、アトラスワークスのそういったことで調査してもらうというのは、民間は民間、公共施設は公共施設ということでそれぞれ別々にやるんじゃなくて、レイアウトも含めて今一番、人の動線なんかも含めて最適化を図ろうという、そういうふうな意図でされているのかなというふうに思ったんですが、そのことについても確認を差し上げたいと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの吉村委員のご質問にお答えをいたします。

ご質問にあった倉庫に関してなんですが、この倉庫という表現に関してあまり今の時点でこだわっていただく必要がないのかなと考えております。これ、設計の進捗というか展開によりましては複合施設内に十分な倉庫用途の部分が確保できるようであれば、この倉庫という部分はなくなる可能性も十分にございますし、今現時点でこういう想定を入れておるのは、補助金の関係ですとか、民間が入ってきた後にやっぱりそこを空けてくださいということを言えませんので、あらかじめこういう想定を含んでおるというところでございます。

2点目の配置に関してですが、必要な条件として駐車場の台数ですとか、今申し上げました倉庫の部分ですとか、面積指定をしてはございますが、どの部分が民間施設として活用しやすいか、またその業態によっても変わってくるかとは思います。ですので、場所の活用方法、それから必要条件の配置に関しても、民間事業者にお任せをした形で提案をいただくという形に落とし込みたいと考えております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 よく分かりました。例えば駐車場の広さ一つを取っても、例えば民間施設が来ます。それから複合施設、それらを合わせてどれぐらいが最適なのか。民間施設の大きさとかそういうふうなことも含めて考えていかなきゃいけないというふうに思いますし、全体としてやはりにぎわいを創出させるためのそういったエリアですので、そういったことをフリーハンドでというか、最初から一部だけ決めてしまうとあとが難しいので、全体として計画というか、そういうことも含めて検討するというふうに理解をさせてもらいました。後でまたあったら、またさせてもらいます。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 周辺エリアの活用事業についてですけれども、何かあればということなのでそれに関連してお聞きしたいんですが、駐車場のスペースを當麻複合施設及び農村広場等、こども・若者サポートセンターもあります。どの程度公共用として考えておられるのか。と申しますのは、先日、市政フォーラムがあって大勢の方が来られていました。そうすると、駐車場がいっぱいになる。そこで農村広場の行事もあれば当然いっぱいになる。そうすると民間事業者に施設を建ててもらうにしても、駐車場というのが今、物すごくこういうところでは業者としても重要だと思うんですよね。そこら辺のことは何らかの形でプロポーザルなんかでも求めておられるのか、その考え方ですね、どうなのかお聞きしたいんです。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

駐車場の台数に関しましては、現状の利用分析ですとか必要な台数につきましては、重なる利用の最大の配慮をいたしまして150台程度という想定をしております。この間の説明会の際には偶然というか、たまたまグラウンドのイベントと重なったという事情もございまして満車になってしまいましたが、今の既存の台数よりも少し増やした台数を想定しております。事業者に対しては150台という想定の中で、我々のその分析が正しかったかどうかというところを見直していただくという業務と、あとは配置、それから駐車場の枠の大きさによっても、最近は軽自動車専用駐車場にしたりとか、そういったアイデアがあるということもお伺いしておりますので、そういった効率化について検討してもらうというところを含んでおります。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。重なるということで150台と。私は地域の方の要望として、やっぱり小売店、スーパーとか、あの地域にないのでそういうのが欲しいとか、あるいは銀行も近くになかなかなくなったのでATMで下ろせるところとか、要は商業施設が欲しいという声はよく聞くんですが、商業施設の店舗の広さ、それから駐車場スペース、こういうのはやっぱり業者の方は大変シビアに考えられると思うんですね。だから、そこであそこにそういうことを誘致するとすれば、もっと広い範囲での土地利用ということも考えていくことになるのか。あのスペースだけで何とかそういう業者を見つけようということなのか。これはまちづくりに関係するところなんですけれども、現状はとにかく今度測量設計する範囲で、プロポーザルでいろいろと検討していただくということでよろしいわけでしょうか。これだけ確認します。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、一旦はこの案については民間スペース3,500平方メートルとしておりますけれども、そこは今後の協議によって変わってくるかと思いますけれども、エリアとしては今測量のエリアという形で考えております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 どういう結果になるか見てからでないと分からないと思うんですけれども、あそこの商圏としては、人口はそんなにスーパーが維持できるほど大きくないと私も思います。そうすると、やっぱり遠くから呼んでくる。車で来られる方を集めてくるという考え方になるんだろうと思うんですね。今度、お隣の町に外資系の大きなスーパーが来るんじゃないかという、へんぴと言うたらおかしいけど、ちょっと遠くても車で行って台数をがっと並べるような駐車場を用意すれば、交通の便がよかったら行くということになるので、駐車場スペースと店舗スペースというのは非常に密接な関係があると思うので、私としては本当にここに小売業、地域の方の利便性を考えたらそういうのが、にぎわいというのでは確かに望ましいところがあるのかなと思うんですけれども、今後、敷地面積と商業施設の関係、もうちょっと柔軟に考えることができるのかどうか、検討していただけたらと思います。

奥本委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 ちょっと1点。この前の委員会で私が伺ったことについてなんですが、この施設というのは、今し方、谷原委員が車で来られた人のことを聞かれましたけれども、もし電車で来るとなったら、特にお子さん方であれば磐城駅が一番最寄りであろう、あるいは当麻寺の駅であろうというふうに思うんです。このときにやはり動線というか、安全に来れるものを確保しなきゃいけないということがあって、今回の敷地の外の部分というまちづくりの部分も関連すると思うんですが、少なくともこのエリアの活用のレイアウトとかを考えたときに、どこからどう入ってきてもらうかということはすごく大事なところになってくると思って、それはこの時点で設計といいますか、動線等の確保等も考えておかなきゃいけないんだろうなというふうに思うんですが、この辺りについては、現時点ではどのようにお考えでしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 今後、跡地の活用について検討していく段階で詰めていきたいとは思っておりますので、現時点ではお答えしかねます。この計画(案)のところに、電車で来られた際、どういう動線かというところで歩道というのもイメージとしてはつけさせていただいておりますので、そういった整備も必要かなと考えております。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。ここで今答えてくださいということではもちろんなくて、計画のこういう 段階できちっとそれは歩道も含めて検討されるということで理解をいたしました。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 私がこの間、総務建設常任委員会の視察研修で愛知県の江南市、トコトコラボというところを視察に行ったんですが、そこのイメージが強くて、こういうのをうちでできたらいいなと思いましてね。あそこは当然図書館もそうですけども、子育て支援施設とかそういう複合施設で、裏のほうにはちょうど商業施設があって、ほんで、駐車場は立体駐車場、2階、3階かな、そこから複合施設に渡れるという、そういうふうなもんがありましてね。できれ

ばそういうような形ができないもんやろか。ほんで、駐車場から複合施設への道路を渡るのが非常に危ないということで、例えば車で来たら駐車場にある2階、3階ぐらいから渡り廊下で複合施設に入れるような、そういうふうなイメージがすばらしいなと。これ、私だけの意見だけですけども、できればなと、そういうイメージです。そういうことは可能でしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

私も総務建設常任委員会の視察に同行させていただきましたので、その現場を見ておりますけれども、確かに商業施設と複合施設の間には連絡道みたいなものがあって、駐車場から入ってこれる、それから商業施設から入ってこれるという施設でございました。今回整備する複合施設と跡地の活用は、連絡道をつけるかどうかはまた費用対効果を考えまして検討させていただきたいと思います。

奥本委員長 ほかに。

増田委員。

増田委員 今の質問の関連で、お話を聞かせていただきたいと思います。先ほど150台レベルの駐車台数と。これ、小売業の方がもっと駐車場が欲しいとか、そういうふうになったときの対策としては先ほどご提案があったような、さっきの答弁の中でちらっと私、解釈したんですけど、立体的な駐車という考え方もあるのかなと思うんです。そういうふうな意味からしても、先ほどのご提案を私も、道を越えて複合施設に入る安全対策の一つとして、前にちょっとそんなお話をしたかもしれんけど、上を渡る方法と下をくぐる方法とこの2つの方法があるように思うんです。費用対効果の話もあるんですが。吉村委員のお話にもあった南から入る動線としては、あそこの今の駐車場、文化会館の東側の駐車場に関しては、擁壁が大体3メートルぐらいあるんです。要するに道との段差があるんです。道からすっと入るとすれば地下1階の駐車場になるんですけども、地上げしてあの高さ、こちら側の北側の高さに合わせていると。スムーズにこの駐車場に南から入るには、もう一段低い擁壁の高さのところ、それかその平面の上というふうな考え方も私、できるのかなと思うんです。そやから、それ以外にこの複合施設と駐車場を安全に渡る方法の確保ができるのであれば、私、懸念しませんけども、そういう駐車場の有効活用方法としての立体駐車場というようなことも含めて、案に入れておいていただきたいなというふうに思います。

もう一つは、ちょっと整理させてくださいね。事業概要の5番のところには、民間施設の整備に必要な土地は、要するに民間施設を整備する土地は面積に応じて貸与すると、貸すと。施設の整備については民間業者が建てる、こういう整理でよろしいですか。もし民間事業者が建てた施設が、これ、長期の契約になると思うんですけども、撤退された後とかの問題も含めて、費用も民間に出してもらうほうが市の負担としては助かるという考え方もあるんですけども、その辺のリスク等が担保できるのかということ。

この2点お聞かせください。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 今の整備に当たる費用の分担ということでよかったですかね。ご質問にお答えをいたします。

駐車場ないしは民間施設の整備に関しては、整備を民間の側で担っていただきまして、設計ないしは建設に関しては民間の側で担っていただきまして、公共施設部分の費用負担をその後に市のほうで負担するという考え方、デザインビルドという形式になるのかなと考えております。場合によっては、公募の仕方、提案の引き出し方によっては、一部を民間施設の収益でフォローしていただくというような考え方もございますので、これは公募の後でないと、意見を聞いてみないと分からない部分ではあるんですが、場合によっては公共の施設の部分に関しても一部民間のほうで負担をしていただいて、整備をしていただくという部分もあるのではないかなという想像をしております。

立体駐車場に関しても同じような考え方をしておりまして、民間のほうでそういった立体 駐車場を整備することに対して、そういう投資意欲があるかどうかというところが第一にあ るのかなと考えております。場合によっては、隣接する土地を買収に行くほうが安く上がっ たりですとか、最初に話にも出ておりましたが、水利組合の池を借り上げて埋立てをして駐 車場にするといった考え方も、民間の中では選択肢として出てくるかとは思いますので、ど れを選択されるかというのは向こうにお任せするのが今の時点ではいいのかなと考えており ます。ただ、おっしゃいましたように渡り廊下ですか、そういった部分の利便性というとこ ろもございますので、条件等を交渉の中で、そういったことも話の引き合いには出していき たいかなと思っております。

以上です。

奥本委員長 増田委員。

- **増田委員** 再三申し上げていますように、やっぱり私が一番懸念するのは駐車場と道路を挟んだ公共 施設との安全対策。これも十分ご検討の中に入れていただいて進めていただきたいように、 強くお願いしておきます。
- 奥本委員長 今のご答弁の中の民間のほうで施設をご用意いただくというか検討いただくというところで、デザインビルドの考え方とおっしゃいましたよね。そこについて確認しますけども、複合施設と周辺エリアというのは、やっぱり一帯のイメージに基づいたことで運用をまずはしていかんとあかんと思っているんですけども、あまりにも民間のうちはこれでいくねんと言うて突拍子もない一帯化のイメージにそぐわんようなんが提案されてきたときって、どういうふうに収拾をつけはるんですかね。そこは例えば今アトラスワークスが何らかのそういう基本的な設計の指針みたいなんは持っていらっしゃって、そこに合わせにいくようなことを考えていらっしゃるんですか。そこだけ確認したいと思います。エリアのイメージをどういうふうに担保するか。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 先ほど申し上げたデザインビルドというのは、設計施工の工事の手 法の話をさせてもらったまででして、外観のデザインがどうなるかということとはまた少し ニュアンスが違うのかなとは考えているんですが、エリアのイメージにつきましては大前提、 我々のほうで方針というのを出させていただいて、当然複合施設と関連性のある整備という ことに位置づけてはございますので、全くイメージの違う施設がやってくるということは、 市の側で手綱を引かせていただくという形になるのかなと思います。

奥本委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 そしたら、ちょっと違う観点というか、からなんですけど、今こういうのが来たらいいねとかああいうのが来たらいいねとかいう案も出してほしいという話もあったんですけど、まず都市計画上、都市計画法でどういうふうな、今例えばさっきの池のところとか駐車場のところとかと言うたら、僕、今グーグルマップを見ているんですけど、調整区域との境目と違うのかなというようなところにも当たるんですね。その辺のところというのを、もしかしたら限られてくる、活用が法律によって限られてくるというところをまず市としてはどういうふうに考えているんかというのも、もちろんこんなんは恐らくアトラスワークスが調べはるとは思うんですけど、その辺を教えてほしい。この池のところとか、さっき室長が3,500平方メートルと言わはったんですけど、この3,500平方メートルというのは今の庁舎の建っているところだけなんかなとか思ったりもしたんですけどね。前の買い足したところの。ちょっと狭いような、もうちょっと池とかも含めたら広い面積になってくるのかなと。そんだら推察したら、もしかしたらそこが調整区域とかになっていてそこが使われへんのかなとか、建物が建てられへんのかなとか、その辺を教えてほしいなというところですね。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

池のほうが市街化区域に含まれていたという記憶をしておるんですが、再度、その辺についてはうちのほうでも確認をさせていただきたいと思います。立地適正化計画のほうでは、今回、改訂を今年度にしていただきまして、都市機能誘導区域のほうにその意見も含めて入れていただいていますので、それも含めて恐らく市街化区域に含まれておったのではないかなと思っております。

面積につきましては、エリア全体では約9,000平方メートルぐらいあるんです、あの周辺 エリアの面積自体は。そこから必要な駐車場の面積ですとか、先ほどの倉庫の面積ですとか、 差引きをしていきますと、確実に残ってくるのが約3,500平方メートルということで、その 部分につきましては民間のほうに自由に提案していただける面積ではないかなと。池のほう も登記上は2,000平方メートルほどなんですが、測量が終わりますともう少し面積が増えて くるかと想定をしていますので、足し算すると恐らくプラス二、三千平方メートルが自由に 使える面積になるのかなというところです。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 一回また調べといてもらったらええかなと思う、市街化区域に入っているかどうかというのもね。

(「入ってございます」の声あり)

- 西川委員 オーケーです。入っているということなんで、そうやったらそこも含めて提案をしてもら えるんじゃないかなというのがやっぱりあると思うんで。建物も含めて、さっきの立体駐車 場という話もあったし、その辺も含めて提案もしてもらえるやろうし、先ほど、多分恐らく これ、PFIとかいうようなことにしていこうかなということやと思うんですけど、デザイ ンビルドってさっきもあったんですけど。そうなったときに市が先ほどどこまで関われるか というところについては、きっちりとやっぱり市の意向というのをしっかり定めとかんとあ かんなと思うんですね。そやからそこだけ、例えばさっき小売業であるとか飲食業であると か不動産業であるとかということは、不動産業って多分マンションのイメージをしたはるの かなとか思ったんですね。その辺というのは市として、僕らもこの委員会もそうですけど、 どこに向かって行くかというのは定めて、そこのアトラスワークスに伝えやなあかんのかな というところは思いますね。それがこの委員会なんかなとももちろん思うし。全然違います わね、不動産、マンションが来るとか、小売りが来るとか。その辺を含めてやっぱりある程 度意向を伝えて、そこの事業者に個別で当たってもらうとか、そういうふうなんが必要なん じゃないかなと。そうやし、それのほうが進めやすいんじゃないかなと。それを決めていく のがこの委員会であるんやろうと思いますし、その辺をきっちりとしていければなと思いま すので、意見です。
- **奥本委員長** 今お話があったように、調査対象のところの不動産業というところはマンションではないかというところなんですけども、これはどういうことを考えてはるんですか。 吉田室長。
- **吉田庁舎機能再編推進室長** この不動産業といいますのは、用地を取得し、その土地に最適な建物を プランニング、開発し、事業化していくことをメインとしているディベロッパー的な、主に 土地や建物の開発事業の企画を手がける企業を想定しております。

奥本委員長 マンションではないということですね。

吉田庁舎機能再編推進室長 はい。

奥本委員長 提案を出してもらうためのディベロッパーの誘致ということですか。もう一回お願いします。

吉田庁舎機能再編推進室長 そうです。提案、企画を出していただける企業を想定しております。

奥本委員長 何か具体的な事例とかがありますか。ちょっと今ではイメージしづらいんですけど、ディベロッパーのこういう事例があった、あるなというような。あまりにも大きな企業をイメージするんですけども、どういうふうなことを想定されているんですかね。 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 この周辺では、大和高田市役所の跡地の活用、今カフェになっておりますけども、そこの事業者が該当すると思います。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 恐らく、例えば開発業者がほかのところをまた誘致してきてということやと思うんですね、 それが不動産業の今意味合いで言ったはると思うんですけど、それというたらここでやって いったほうが、アトラスワークスでそういうのを決めていったら別にいいんじゃないかなと。 もちろん実際、本当になっていくときにはもしかしたらそういう方々が名のりを上げやるかもしれへんですけど、それをするためのアトラスワークスなんかなと思うんです。要はどこを連れてくるとか。僕はマンションやと思ったんですね。住居やと思ったんです、不動産業の賃貸とかのをしてね。それやったら、開発業者というんやったらこのアトラスワークス、PFIとかいろいろやったはると思いますのやんか、それにたけたはるところやと思うんですけどね。そこが実際のところを、そこで誘致される民間の事業者とかというのを決められたらいいんじゃないかなと思いますので、市と一緒に決めていけたらいいんじゃないかなと思いますので。不動産業、分かりました、そういう意味で。

奥本委員長 ほかにございませんか。

吉村委員。

吉村委員 希望ということで話をさせてもらいます。先ほど増田委員もおっしゃいましたけれども、いわゆる今當麻文化会館の東側、南北の道を挟んで駐車場を渡るという形になっていまして、そのことについては前から危ないというか、特に雨が降った日とか傘を持って走ったはる人もいたはりますので、そういうのが後々改善されたらいいなというふうに思っています。

それで、先ほど松林副委員長がおっしゃいましたけれども、私も江南市のトコトコラボに行って、やっぱり民間施設と複合施設が近いところにあるという、別の建物なんだけども一体化しているというふうなのがやっぱりいいなというふうに思ったんです。それで、これから例えば當麻文化会館についても設計もゼロからやるわけですから、希望を言うのであれば、當麻文化会館から何らかの渡り廊下というかデッキがあって、それもできたら屋根付のデッキがあって、そして渡ると。民間施設にまず入ってもらって、そこを通って公共施設に入ってもらうようなルートを確保してもらえれば、これからやはりバリアフリーのこととか、それから安全性のこととか、いろんなことが解決するのと、あとそれからやはりにぎわいの創出の意味でも意味があるんじゃないか。このエリアに例えば民間企業だけ、この場所が空いていますから来てくださいよというのでは今回はないわけですよね。今回は図書館とか、それからあと総合窓口、あるいは公民館機能を持ったそういう建物があって、そこが人が集うところだから、そこのところに民間も来てくださいよというところだと思いますので、そういう意味でも相乗効果というふうなことも考えて、デッキでつないでというふうなことも可能性として、検討の一つとして排除せずにやっていただけたらありがたいかなというふうに思います。

それからあと、先ほどから出ています論地池のところにつきましても、例えば池を残すということであれば遊歩道なんかを更にして、人がくつろいだりとかできるような施設になればいいかなと、そういうエリアになればいいかなと思います。規模は全然違うんですけど、埼玉県の越谷市のレイクタウンというのがあって、人工の池を中心として日本最大規模のイオンモールがありますけども、規模は全く違いますけれども、コンセプトとしては遠いこともないかなというふうに思いますので、またこれも考えていただけたらなというふうに思います。

奥本委員長 答弁よろしいですか。

吉村委員 答弁できますか。

奥本委員長 答弁というか、コメントできますか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 参考とさせていただきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

西井委員。

西井委員 この計画でいろいろ話をされてんねけど、基本的にはこの会議をするまでに、現状の地図とかでも添付してもろて、どの地区がどういうふうに思っているかということを協議できるようにしてもらうような形でなかったら、地図もない中で仮定の話をしているようやから、話がごちゃごちゃなってしまうと。先ほどからディベロッパーか何かそういう話やな、不動産関係。そやから、その話まで出てきたから、あまりにも不思議でしゃあないんやな。民間でにぎわいの交流を創出する場所やとかいう形になったら、不動産の関係とかディベロッパー関係のところ、そこにやってもらうことがにぎやかになるんかなと。一般の人とあまり関係ないことが多いやないかと。その辺が先ほどから議論からいうたら想像がつかへんというか、基本の話からいったら違う話に広がってきているような感覚。ただ、いろいろうわさに聞いているけど、コンビニとかでもなかなか採算が合いにくいという試算をしているというのが分かるよって、何でもええから入れたらええんじゃないという形の計画を立ててほしいなと、これ今聞いている中で思てんねけど、いかがでしょうか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいま西井委員のおっしゃるとおりでございまして、何でも跡地の中 に入れるというわけではなく、先ほどからもご意見等でありましたように、業種も絞った上 で選定をしていくという形を取らせていただきたいと思います。

地図の図面をつけていないことにつきましては、大変申し訳ございません。次回からは、 協議をする中では地図をつけさせていただきたいと思います。

奥本委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

今月、だいぶ時間をかけてこの周辺エリア地域のことが議論になったわけですけれども、これまで一番関心が、ここをどうするんだ、どうするんだということでずっとやってきて、やっと具体的に動き始めたので、これだけ時間がかかるようなことになったんだろうと思うんですが、先ほど西川委員との関連になるんですけれども、ここをどういう形でイメージして業者がどういう提案が出てくるのか。既にアトラスワークスに決まっていて、実際にプロポーザルでこの方に決まっていますので、私、イメージできないんですけど、今後この業務委託の中で成果品が出てきますよね。その成果品はどういうものが出てくるのか。例えばこの業種で大体こういうふうな形で利用してもらいますということが出てくるのか、あるいは幾つかの案ですよね、こういう業態でこういうこともできます、こういう業態でこういうこともできます、こういう業態でこういうこともできますという形で出てくるのか。成果品がどういうふうな形で出てくるんか、これはプロポーザルでやっておられますので、どういうことを求める委託となっているのか、そこ

をお聞きしたいんです。

まだできるんだったら、先ほどあったように、議会としてはこういうものをつくってほしいということでまだ言えるのかどうか。それとも向こうにお任せしている以上、ぽんと具体的に何か出てくるのか、あるいは幾つかの案が出てくるのか。ここをちょっと、今後この跡地がどうなるかというところで非常に大事なところだと思いますので、成果品をどういうふうなことでイメージされているのかお聞きしたいんです。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

今回の周辺地域活用支援業務の成果に関しましては、この事業自体が具体的に事業者を決定するという権限を持って配置を検討してもらうという業務ではございませんでして、まずは参加意欲のある事業者を掘り起こしていただくという作業で、そういった事業者が各種いろいろな提案をお持ちだと思うんですが、市との目指している部分を共有する中で調整役として入っていただく、仲介役のコンサルタント業務を委託してございます。ですので、成果品として出てくるのは、こんな選択肢がたくさんございました。モデルケースとしてはこんなようなものがあるでしょう。最終的にはどういった事業者を選ぶという手法のところまで詰めていただくんですが、最終的にどの事業者が優れている、最も跡地の活用に適しているというところは、別の選定に当たりまして事業者を決定していくという作業になるかと思いますので、選択肢を選ぶという作業はまだこの先にあるのかなと思っております。

奥本委員長 谷原委員。

- **谷原委員** つまり今の説明をお伺いすると、参加意欲のある事業者を掘り起こすと。そういう事業者 が何者か出てきて、その業者に提案をいただくと。そのため、どういう提案かということは 市の方針とすり合わせをしながらそういう提案を出していただくようにコンサルティングを やるということでしたので、出ればたくさん出るし、出なければ1者ということだってあり 得るということですね。分かりました。
- **奥本委員長** 履行期間は令和7年3月24日ということですけども、出なかったらいつまでもほったらかしというのは問題なので、ある程度期限を切った上で、今現状こうですよという報告はまた都度お願いしたいと思いますので。

ほかにございませんか。大体こんな感じでよろしいですか。これからいろいろまた提案を 受け付けていただくことも可能ということなので、またいろいろお願いいたします。

それでは、続きまして、當麻複合施設管理・運営基本方針(案)に係るところの説明でよ ろしいですね。

谷原委員 ちょっと待ってください。この3番目の設計等の業務委託のことで質問があります。 奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 後で出て説明もあると思いますけれども、當麻複合施設管理・運営基本方針(案)というのを後で、これから説明されようとしたんですけれども、先ほど下の最初の資料①のところですけど、當麻複合施設整備に係る設計等業務委託の中に、管理運営においても業務の中で関連して検討していただくというふうな、正確な説明の言葉としては不確かですけど、そう

いうふうな内容のことをおっしゃったと思うんです。このことがどういうことなんかもう一つよく分からなかったんです。つまり建物の設計をする場合に、管理運営との絡みでこの設計を変わってくるのかなというふうに捉えたんです。後で出てきます管理運営の在り方は3種類ありますから、3つの方式でやることによって設計管理がこう変わる、こう変わる、こうなるというふうなことなのか、よく理解できませんでしたので、ここによる設計等業務委託の中における管理運営との関係も検討されるという中身ですね。どういうことなのか教えていただけませんでしょうか。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、次に設計業務委託の内容についても説明をさせていただく予定をしておりますので、そこで説明をさせていただきます。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 設計業務委託の中身は、これをいただいて事前に私も読ませていただいていますから、これから説明があるということで、この中に3つの方式があると。その方式の違いによって設計が変わってくるというふうに私は捉えたんです。先ほどの説明の中で、この設計等業務委託の中に管理運営に関わっていることも当然この中で検討されますということだったので。例えば極端に言うたら、直営の場合だったら大体こういう設計になるし、例えば民間委託という委託方式だったらこういう方式になるし、指定管理者制度だったら設計がこうなると、変わってくるのかという。そこは関係があるというふうにおっしゃったので、どういう関係かが分からないと。

奥本委員長 谷原委員、その辺り第4章のところの説明のところの質疑でと一応考えているので。

谷原委員 そうですか、分かりました。じゃ、この次の説明の中で。

奥本委員長 そこでまた質疑を。

谷原委員 はい、分かりました。

奥本委員長 まずはそしたら、(仮称) 當麻複合施設管理・運営基本方針(案) についての説明を願います。

吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 それでは、當麻複合施設整備に係る設計等業務委託の公募型プロポーザ ル実施について報告をさせていただきます。

業務内容は、令和4年7月に策定いたしました葛城市當麻複合施設整備基本方針、それから令和5年6月に策定いたしました葛城市當麻複合施設整備基本計画に基づき、既存の當麻文化会館に庁舎、生涯学習、図書館部門等を複合化する當麻複合施設の整備に係る基本実施設計及び管理運営計画の策定を行うものです。

業務実施に当たりましては、単なる改修ではなく、老朽化・社会的劣化・耐震性能向上への対策等を含んだ設計であるとともに、複合施設に備わる複数の要素が混ざり合い、地域の人と活動を支える場所となるような施設の全面改修を目的としています。

去る7月18日に公募型プロポーザルの公告を行いまして、8月14日に書類審査である1次 審査を終えたところでございます。 なお、応募事業に関する情報につきましては、現在事業者を選定中でございますので、説明を控えさせていただきます。

また、提案限度額としての見積額の上限額は税込み1億3,860万円で、履行期間は令和7年3月14日までとし、令和6年度までによる債務負担行為として予算措置をしています。

今後のスケジュールといたしましては、プレゼンテーションによる2次審査を来る10月2日に行う予定をしております。

また、この業務は、業務内容に施設の管理・運営計画の検討を含んでおりますので、受託 事業者の決定後には、當麻複合施設の管理・運営に対する現時点での本市の考え方を伝達す る必要があります。そのため、庁舎、生涯学習、図書部門の関係課との調整及び協議を図り まして、お手元に配付させていただいております(仮称)當麻複合施設管理・運営基本方針 (案)に考え方を整理させていただきました。本委員会においてご意見を賜り、最終的な方 針をまとめまして、設計業務に活用させていただきたいと考えております。

続いて、その當麻複合施設管理・運営基本方針(案)について説明させていただきます。 方針案をご覧ください。資料③になります。

初めに、新しい複合施設では、幅広い主体を巻き込みながらサービスを提供する部門が連携し、相乗効果を生み出す管理・運営を目指していることから、各部門が相乗効果を生むためには相互に有機的につなぐ一体的な管理・運営の在り方に加えて、設計者との連携調整が非常に重要と考えています。そのため、密接に関連する業務でもある當麻複合施設整備に係る設計等の業務に管理・運営計画策定支援業務を内包することで、利用者及び管理者の視点を反映した活用しやすい施設設計の実現を図るものとしております。

當麻複合施設管理・運営方針(案)についての基本的な内容の部分につきましては、一部 割愛させていただきながら説明させていただきます。

1ページをご覧ください。當麻複合施設管理・運営基本方針策定の背景及び目的になりますが、當麻複合施設を整備するに当たり、社会状況が変化する中で市民の主体的な参加による持続可能な社会づくりや地域づくりに向けて、これまで以上に広く役割を果たしていくことができるよう、施設運営や施設管理の方向性を示すものとしています。

次に、2ページから4ページにつきましては、現施設の取組の概況及び本方針の位置づけについて記載をしております。

次に、5ページをご覧ください。當麻複合施設の未来に向けた展開として、居場所づくり、 出会いづくり、地域づくりという理念を掲げ、未来に向けた総合的な社会学習施設を展開し、 学びと活動の循環を推進するものとしております。

続いて6ページになります。當麻複合施設に求められる新たな役割として、當麻複合施設 には、あらゆる年代の人が自然に集まるような出会いや発見を共有する場の創出を担う機能 が新たに求められると考えています。

次に、7ページから10ページにかけましては、當麻複合施設の管理・運営の方向性といた しまして、庁舎、文化会館、図書館についての基本的な考え方である基本理念、また新たに 加える基本的な考え方を基本理念プラスアルファとして、取組を展開していく内容について 示しています。

次に、10ページから13ページをご覧ください。今後の當麻複合施設の管理・運営が目指す 方向性として、施設に見合った効率的・効果的な管理・運営手法の選択について検討を進め る必要性について示しています。また現在、関係職員の参加するワーキンググループにより 庁内横断的な体制を組織し、取組の展開について協議を進めていますので、得られた成果と 抽出された課題などについて整理をしています。

続いて14ページをご覧ください。事業・サービスの提供手法として、前項までの検証事項 及び課題を踏まえまして、事業推進に向けた計画的・組織的な再構築について現状の体制に 不足している要素を含め、客観的な比較検討が求められる旨を示しております。

続いて、15ページから18ページにかけましては、當麻複合施設の管理・運営の考え方として、前項を受けた客観的な比較検討に当たり、當麻文化会館、當麻図書館における管理・運営の手法について、1つ目、直営、要は現状、2つ目、業務委託の拡充、3つ目としては、指定管理者制度の3つの代表的なパターンに大別し、メリット・デメリットの整理及び導入効果の想定を行っております。なお、3つの手法についてそれぞれの項目ごとに比較を行いまして、メリットを赤色、デメリットを青色で記載をしております。

続いて、19ページから20ページにかけましては、これら3つのパターンについて直営と民間活用手法の比較検討結果では、直営での実施を想定した場合、現在の限られた人的資源やノウハウでは広がりのある事業・サービス展開に向けて対応の難しさが拭えない点、一方、業務委託の拡充や指定管理者制度については、人員体制や事業・サービス面においてメリットがある点について記載をしております。

また、業務委託と指定管理者制度の比較検討結果では、業務委託は事業者のノウハウによる創意工夫を活用するという側面は少なくなり、市の想定、指示する範囲内で業務を行う体制となること。一方、指定管理者制度では、民間の創意工夫と柔軟な発想により運営ができる体制となり、多様なニーズへの対応やサービスの充実に対し一定のメリットが発揮できると分析できることについて記載をしております。この指定管理者制度導入による想定効果として、民間のノウハウにより多様なニーズへの対応や未利用者へのアプローチができること、また、マンパワーの活用により職員がコア業務に注力できることについて示しております。

続いて、20ページから21ページをご覧ください。指定管理者導入によるコストの想定効果について、内閣府による指定管理者制度の導入効果の分析では、指定管理者制度の導入済みの施設について3.4%の支出削減効果と増収効果があること、また、本市におけるコスト検討については、施設の複合化により大幅に業務内容が変更となることから、業務内容の確定までは単純なコスト比較が難しいものの、民間事業者の経営的な指標により収支バランスを向上させる一定の効果が期待できるという分析について述べております。

最後に、今後の進め方についてでございますが、検討における仮説を示しております。現 状、直営方式に加え、一部業務を委託とする民間活用を行っておりますが、新しい複合施設 における多様なニーズへの対応、サービスの充実に向けての体制の構築に当たりましては、 現在の限られた人的資源やノウハウでの対応に課題があり、また、業務委託の拡充について も業務範囲や民間ノウハウの活用が限定的となるため、柔軟な対応に課題が残ります。當麻 複合施設に求められる多様なニーズ、課題への対応に向けて、民間事業者の創意工夫や柔軟 な発想、またノウハウ及びマンパワーなど、直営方式に不足する要素をうまく活用し、さら にはこれまでの本市が培ってきた知識、経験の継続や公共性に十分に配慮した上で、當麻複 合施設の新たな管理・運営手法として指定管理者制度を導入することについて、導入コスト を含めた検討を行うことが有効だという考えに至っております。

令和5年10月に當麻複合施設設計業務への着手を予定しております。設計者との連携、調整を行いながら、施設内の各機能を相互に有機的につなぐ一体的な管理・運営の在り方について検討を深め、管理・運営計画を取りまとめる予定をしております。

今後はさらなる事例調査、利用者への意見聴取、事業者へのヒアリングなどを踏まえ、お示しいたしました仮説につきまして検証していくとともに、當麻複合施設を中心とした地域活動が循環し継続していくものとなるよう、市民協働の仕組みづくりなどについて検討を進めていく予定としております。

以上で報告及び説明を終わらせていただきます。

つきましては、報告及び説明いたしました事案につきましてご意見等を賜りますよう、よ ろしくお願いいたします。

奥本委員長 ただいま説明いただいた件につきまして、確認、質問等を受け付けたいと思います。何かございませんか。

吉村委員。

吉村委員 まずは、それぞれ書いておられる本文の中で確認をしたいというか、分かりづらいところ の意味について確認したいと思います。

まず9ページなんですが、委員長、個別のこういう聞き方をして大丈夫ですか。

奥本委員長 はい、大丈夫。

吉村委員 まずは、9ページの1、基本的な考え方のマーカーをしてある2段目、本の差し出し方や 心地よい滞在の工夫を通した本との出会いの場ということで、心地よい滞在の工夫を通した というこの辺りはよく分かりやすいんですが、本の差し出し方というこのことについて、これ、ちょっと意味が、恐らくこういったことをおっしゃっているのはブックディレクターの 幅允孝さんがよく本の差し出し方ということで、書店がなくなっていく中でいろんなシーン のところに本を置きましょうというようなニュアンスでおっしゃっていることが多いんですが、これ、意味を確認をさせてもらいたいと思います。

それから、あと11ページなんですけれども、テーマ①からテーマ⑤まで挙げてくださっていて、これらについては全体としては非常に共感をしているところなんですが、11ページのテーマ②のところなんですが、具体例というものの2つ目で、図書館スペース以外への本の設置というところがあって、これは恐らく22ページの調理室に本を置きましょうみたいなことを書いてあったのでこれのことかなとは思うんですが、この場合の本の管理というのは図書館がやるのかどうかという、どういうイメージをされているのかというのを確認をしたいと思います。

それから同様に、11ページの一番下なんですが、本の取扱いについてのルール、これが必要な検証や課題であるというふうに書かれているんですが、これについてはイメージがつかみにくいので、本の取扱いについてのルールとはどういったものなのかということ。

取りあえずこの3つ、3か所、お答えいただきたいと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

1つ目の本の差し出し方という言葉のイメージでございます。複合施設に関しましては、 当初から申し上げておりますように3つの機能が複合する施設となっておりますので、様々 な目的を持った方々が同じ庁舎の中に来庁されるという場所でございます。それぞれの目的 を持って来ていただいた方に、目的に合った本を手の届きやすい形で提供すると、本を手に 取っていただきやすくするというようなイメージの言葉でございます。

具体的に申しますと本の展示の方法ですとか、よく言う面展とかですね、表を向けて本を 展示するといったことですとか、手の届きやすい高さの書架にする、具体例を挙げていくと たくさん出てくるかとは思うんですが、本を提供する側の読者側に寄り添った提供の仕方と いうイメージでございます。

2つ目の本の設置の場所、図書スペース以外への本の設置ということについては、これ、 職員のほうから出てきた提案であったわけですが、具体的に申し上げると、例えばさっき吉 村委員おっしゃいましたように、キッチンスペースの傍らにそういった調理関係の本を置く といった方法が、機能の融合という面では有効ではないかという提案がございました。

ただし、3つ目の質問と関連をしますが、管理のルールでありますとか、汚れた場合にどうするとか、貸出し前に汚損があった場合には誰が責任を取るのかといったルールづけに関してはもう少し検討をしていく必要があるということで、3つ目の検証事項を挙げてございます。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 意味はよく分かりました。ありがとうございます。

1つ目におっしゃった差し出し方ということについて、一般的に書店とか、あるいは図書館等でうまくレイアウトされているようなところがありますけれども、そういったところに学ぶというようなイメージかなというふうに思います。特に現時点、現在、當麻図書館に限っていえば、かなり狭いところに、特に一般の書籍はきつきつのところに本があるんです。いろいろと現場の方は苦労して、手作りのブックスタンドとかも置いたりとかしていろいろされているんですが、どうしても新庄図書館が開架閲覧室ですね、700平方メートル弱に対して當麻図書館は300平方メートル未満ですので、やっぱりそういうところが広くなる、この前の委員会では広くなるようなイメージを示していただきましたが、それが見れるというふうなことですね。それから、本の取扱いルールについてはこれから、それは検討課題、課題としてあるということで承知をいたしました。

それから、あと19ページなんですけれども、その前のところでいわゆる直営、業務委託、

指定管理者制度ということをいろいろ挙げながら、19ページの上のほうに①から⑥までというふうに項目を挙げられています。特にこの中で、例えば1番、開館日時の拡大あるいは提案型の運営等という、これが指定管理をするかどうか、民間事業者に任せるかどうか、直営でするかどうかの項目であるというのは、これはなるほどなというふうに思いますし、それから5番、6番ですね。特に6番が、例えば今、TSUTAYAのCCCのほうなんかではカフェなんかを営業されて、そこで収益を上げられて、そこのところでまた図書館の運営に充てるというような説明を聞いたことがありますので、なるほど、そういうことかなと思うんですが、ただ、例えば3番の専門的な知識を持った人材の確保、連携による登用が可能となるかどうかとか、それから、ほかのはいろいろ言うとややこしいんですが、例えば3番についてなんですが、この辺りというのは、自治体によって例えば図書館司書の扱い、葛城市よりも圧倒的に財政規模の小さい町レベルのそういった図書館であっても、専門職司書を継続して雇用していたりとかいうことがあったりするわけですから、この3番が項目に挙がっているというのは、葛城市の独自の事情ということもあるのかなというふうにも思うんですが、3番の項目が挙げられた理由ですね、この判断指標に挙げられている理由について見解をお伺いしたいと思います。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

3番の専門的知識を持った人材の確保もしくは連携による登用が可能となるという指標を 挙げた理由でございます。この(3)の管理・運営の導入をする際に判断指標とする項目を 挙げさせていただきましたのは、これが全て該当しますよというふうに断言した表ではござ いませんでして、該当する項目が多いほど指定管理者側に寄っていくんではないかというよ うな指標としてお示しをしているものです。

といいますのも、もちろん今、吉村委員がおっしゃいましたように、今後、複合施設を運営していくに当たりまして、専門職の継続的な雇用でありますとか、司書の配置といったことが継続して行えるようであれば、更にいいますと、複合施設の新しい活用方法に合わせてそういった職員の充実が図られるようであれば、この項目にはチェックがつかないというイメージを持っております。逆に申し上げますと、民間側でそういった事情をお任せするということになれば、うちのように2つの館で運営しているということだけではなくて、全国10、20、もっと言うと100、200といった施設を横並びで管理・運営されている企業がいらっしゃいますので、そういった横のつながり、連携によって専門職であるとか、知識を持った人材の確保が可能になるという分析でございます。

以上です。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 あまり細かいことばかり言ってもあれです。全体的な印象だけ、この基本方針を挙げてくださった中で、意見だけ述べて終わりたいと思いますが、例えば第4章の15ページ、16ページから始まります當麻複合施設の管理・運営の考え方であったりとか、あるいは図書館の考え方について、メリット・デメリット、赤と青で挙げてくださって非常に分かりやすいんで

すが、例えば自主事業であるとか広報であるとか、あるいは事業、イベント等、この辺りが 民間事業者に強みがあるというのは非常に分かりやすいことだと思いますし、それについて は同意するものです。反対に言うと、例えば民間の方が来られたときに、いわゆる人件費用 が安く済みますよというふうなことを言ったときに、一般的によく書店であったりとか、あ るいは図書館管理業者なんかがされる手法としては、まずはエース級のよく分かった職員が 入って陣頭指揮を執って、建物の管理のスキームといいますか全体の流れをつくっておいて、 そうすれば、いわゆる比較的人件費の安いというか、よく棚のことであったりとか本の分類 とかが理解が不十分な方でも作業できるようにというふうなことがあったりします。ですの で、この辺りは慎重に考えていかなければならないかなというふうに思っております。

特に象徴的だなと思ったのが、最後にちょっと言うと24ページなんですが、最後に當麻文化会館、當麻図書館の管理・運営における課題抽出というところがあって、例えば上から罫で囲んである中の箱の中の2段目ですが、司書の知識と経験を持つ職員、人事異動があって図書館業務に精通した人材が定着しない状態になっているんですよとか、あるいはその下、正職員が休暇を取得した場合、会計年度任用職員しかいらっしゃらないので、いざ緊急時の判断が問題ですよというのは、これは現在の人事の問題かなというふうに私は思うんです。だから、これがあるから指定管理がというふうな判断材料するのは、これは違うというふうなことだけ申し上げて、あまり長くなりますので、以上で取りあえずは終わりたいと思います。

以上です。

奥本委員長 今のこの2点について、人事の問題で判断材料にするのはおかしいということについて、 何か答弁ありますか。できたら聞かせていただきたいんですけど。

木下補佐。

- 木下庁舎機能再編推進室長補佐 一旦、資料編の最後のほうに挙げさせていただいている現状の課題 というところの項目で言いますと、今の現在の施設の状況、両文化会館と図書館におきましての現在の置かれている状況について分析をあらかじめしたものでございます。これによって運営方針がどうこうなるという類いの指標とは捉えてはおりませんので、確かにおっしゃるようにこれが指標になってしまうと、新しく雇うというような人事を検討すればいいんじゃないかという問題で事が足りてしまいますので、そういった分析をしているわけではございません
- 奥本委員長 ヒアリングを基にした現状の分析ということですね。

ほかにございませんか。

西井委員。

- **西井委員** この前、俺、何かの用事があって委員会を休ませてもうたと思うねんけども、運営基本方針(案)というので、これ、指定管理にするかというのは決定してんの。この方向で。
- 奥本委員長 いやいや、まだ決定してない。
- **西井委員** 決定してないのに運営基本方針(案)というのが出てきているいうことは、決定しているように解釈してんねけどな。

奥本委員長 これ、だから、仮説のところまで含めているんです。

西井委員 それやったらそんな方向性が出るような指定管理も含めて、こんな案が出てくるのは時期 尚早じゃないんかなと。今、吉村委員もおっしゃったように、書いている話と説明的な話と 違うような文面が見当たるわけやな。21ページかな、青色で書いてあるの、検証作業を行う ことが有効だと、指定管理者制度か、導入することによって。それを書いているけど、指定 管理なんてどっちでもええけど、ただ、市民協働の仕組み等について検討を進めてまいりた いということになっているけど、業者か、またそれに任せたら、市民の声が運営するのに反 映せえへんいう。というのは、指定管理であろうと、一応市との協定の中でどんな仕事をす るになっているわな。そやから、なかなかその辺で言ったら、協定書の下に仕事をするとし たら、市民の声をその業者は反映しにくいというギャップも出てくる。ほんで、基本的には、 複合施設も全体に含めて市民全体のにぎわいのある施設やと。それがこのような形をもしも したら、いきなり市民の声が反映しにくくなる部分があるのと違うかなと。ただ、指定管理 の考え方によってかて、いろんな説があるわな。指定管理にしたほうが逆に高くなりまして んと言われるようなこともあるし、また安くできますねと。それで、ほんまに市民の声も反 映するようにするんやったら、その辺も十分検討した中でやってもらわんかったら、ほんま に本末転倒になる可能性が高いと。ほんで、理事者側としてはどのように思われているか、 その辺の進め方について答弁を願いたい。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをいたします。

市民協働につきましてです。市民と協働していくと一口に申しましてもいろんな形があるものですので、施設の運営に関しては将来に向かって、使っていただく市民の方々と協働しながら運営をしていくというイメージを基本的には持ってございます。それが運営者、もしくは運営の方式によって左右されるというようなところは考えておりませんでして、それぞれのやり方で市民との協働の仕方があるのではないかなと思っておるところです。それが直営による運営なのか、指定管理による運営なのかで左右されるということがあるとすれば、むしろ指定管理のほうが市民協働をうまくやっておられるという事例もございますし、逆に言いますと直営で、今はまだないんですが、図書館の運営委員会のほうを立ち上げると。で、指定管理による運営をサポートするというような体制も考えられるのではないかなと思っております。

直営か指定管理かというところにあまり議論が集中し過ぎると、それがイエスかノーかだけで分かれてしまうんですが、先進的な事例を見ますと、例えば最近よく一番いい図書館として挙げられる石川県立図書館なんかは、すごく複数の要素が融合した施設で、我々が目指しているようにいろんな機能が、いろんな目的を持った人がたくさん、複数回訪れてくれるような施設です。その施設に関してはまさに直営による運営という方式を取られておるんですが、実際のところ施設を訪れてみますと、接するスタッフ9割5分、もっとかな、9割8分あたりまで業者が実務に当たっておられると。スタッフとして働いておられると。実質、直営管理されている職員の方には恐らく顔を合わすこともなく、この図書館内で過ごすとい

うことになります。それが直営なのか指定管理なのかというのはすごく曖昧で難しい問題でして、逆に指定管理の請負の業務を、市民団体そのものがNPOを立ち上げて図書館を運営されているといった進んだ図書館も中にはございますので、いろんなスタイルがある中で1つの答えをうちの中で、どっちが正しいかという結論を今この場で出すのはすごく難しい作業になるのかなと思っておりますので、設計と並行して進める検討業務の中でそういった検証作業を、時には市民のお声を聞きながら、検証作業を進めていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

奥本委員長 西井委員。

西井委員 今の答弁を見たら、どちらがどうやと言いきれないけどもいろいろ検討せなあかんのやなというのが、箇条書に言うたらそういうことやな。それと、合併のときの市民感情も含めて考えてほしいんやな。當麻庁舎自体が今現状よく市民から聞かれるのは、やっぱり複合化ってどないなりまんのとか、その中で単発的に指定管理の部分を入れるとしたら、當麻地区の市民から見たら何か倹約されるんかなというふうな予測の声が若干聞こえてくる。そやけど、現実には指定管理であろうと、市民が思う声を十分親切に仕事をしてもらえたらええねやけども、その意見が取り上げられやんと、こんな契約や、こんなんできませんねんと言われるような状況をつくるための指定管理にはならないように。そやから、その辺でこの文書を作るのも苦労しておられるよって、反発的な部分が入ってあんのやなと、その辺理解はしながらこういう要らんことを言うてますねんけどね。それを理解されているんやったらそういう部分も含めて、この運営の仕方というのは十分検討してもらいたいなと。要望だけで終わっときます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

増田委員 直営、指定管理という議論が、一昨日ですか、厚生文教の、私も聞かせていただいて、その際に私の考えも含めてお話ししたかったんですけども、今日ちょうどこの當麻複合施設のところでそういう機会がございましたのでお話しさせていただきます。本来は行政事務については、できることならやっぱり直営でやるべきやという、あるべき姿やと私は思うんです。ただ、私は各部署におられる課長、管理職の方々は当然ですけども、それぞれがプロやというふうに思っています。ただ、私も民間におって、その会社はいろんな幅広い、隣に行ったら全くノウハウの違う業種があって、私は1つの道だけを走っていたので、自分としてもプロ意識は高かった。

ところが、先ほどから議論があるように、やっぱり公務員の異動等は、あまり長期同じ部署に置けないという、弊害じゃないですけども、あの人がおったらとか、変わったからどうやとかって。逆に言うと、20年間、30年間同じ部署におって課長をされて部長をされてという、あの人がおるからこんだけのことができたという、行政においてもそういうプロフェッショナル的な人材というのが、ある市町村もありゃ、異動によってそういうものを失った部署もある。こういったプロが異動することによって、部署の業務レベルが下がるとか上がる

とかということの影響が受けやすい組織なんかなと。ところが、どんどんどんどん住民の要望、要望といいますか期待は高くなってくる一方、いろんなメディアで優良事例の紹介やったり、私らでもいろんな市区町村の事例を見てて、ああなれば、こうなればというふうなことが、希望が高くなってくると。これが現状やと思うんです。

そこで、私、24ページの右の上の基本的な考え方、これに踏襲されているのかなというふうに思います。このことはこの資料を見る前におとといの段階で、私はこの2点を1つのですね、直営なんか指定管理なんかという判断基準の2つのキーワードかなと思うんです。私、サービスのさらなる向上、それからコストの削減、この2つの項目が市民の立場に立って、市民の立場に立つとはどういうことかというと、両面があんのんかなと。施設を利用される方は、サービスのさらなる向上を期待されています。利用されない方は、コストの削減を希望されていると思います。この両面が指定管理することによって、この2つの効果が達成できると判断した場合は移行するべきであろうと書いているんですよ。私、これが全てやと思うんです。

だから、指定管理を今後検討される場合はこの2点についての調査結果、調べたら、前にありましたよね、3.4%、総務省ですか。出している3.4%のコスト削減が図られると、こういうふうに、これは国が試算した場合ですけれども、本市としても、葛城市としてもちゃんと試算するとこういうコスト削減の効果が得られます。サービスの向上は今こうですけども、こんなサービスも指定管理によって生み出されますというこの2点の整理ができるようであれば、私は指定管理、この書いているような方法で進めるべきかな。ただし、それが実証できなかったら、私は十分検討する余地があるのかなと、指定管理についてはそういうふうに私は感じています。

奥本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私も増田委員と全く同じ考えであります。指定管理者制度というのは、平成15年に地方自治法改正以降、公的なサービスを誰が担うかといったときに、先ほど増田委員がまとめられたような考え方で、メリットがあるということで指定管理者制度を導入していったということであります。ただ、それで、それを基に判断していくという方針を出されたということなので、今後具体的にどうかということをちゃんと出してほしいというのが増田委員のお考えで、私もそう思っております。

と申しますのは、17ページ、18ページに、これは當麻図書館のほうですし、15ページ、16ページにも當麻文化会館のほう、比較表があるんですね、メリット・デメリット。分かりやすいので當麻図書館のほうで、17ページ、18ページのほうで言いますけれども、直営のほうは現状ですので、こういう場合、難しい場合があると、実際に。例えば専門性だったら専門性の確保が難しい場合があるとか、人員配置についても事業実施が難しい場合があると。これ、現状を書いておられるんですよ、問題があると。ところが、指定管理者制度の場合は、確保できる、可能性を書いてあるんです。全部赤字は事実ではなくて、期待できる、可能性があるなんですよ。だから、理想的に指定管理者制度が運用されたらそういうことができる

というのは、当然私もそう思っております。そういうことでいろんな全国の自治体で、それが実際に運用面で結果が出るように努力をされてきているわけですね。

それで私が問題にしているのは、葛城市には指定管理者制度のガイドラインがありません。私、今日は八王子市の指定管理者制度のガイドラインを持ってまいりましたけど、ここはすごいですよ。だから、それを出すために、ガイドラインを5回にわたって改訂しているんです。これ、公認会計士が現状の指定管理者制度の運用がひどい、丸投げである。包括外部監査で公認会計士5名が入って勧告を出して、指定管理者制度の改革の、それに基づいて出しているんですよ。そうすると、例えば指定管理料はどう定めるのか。例えば指定管理料は、市の職員が現状こういうふうな形で運営するとしたらどれぐらいかかるかを出して、それ以下に定める。それを上限とする。それで競争させて公募する。低いところで、かつ要求水準を満たすところ。はっきり市がつくった上で業者に出して公募していくと。うちは今違うんですよ。業者と相談しながら指定管理料を決めておるんですよ。業者に引きずられている。だから、ガイドラインがない中で、私、本当にきちっとできるんか不安に思っているんです。これ、できるしか書いてないから。理想的にそれがあればうまくいくんですよ。これが1つ。これをどう思っておられるか。

だから、できたら現実にガイドラインはないけれども、今のところはないから、これはほかでぜひ早くつくってほしいと思うんですが、やっぱり現実的な、例えば指定管理者でやるときに、幾ら経費がかかってどういうサービスを求めて、どういうことをしようとしているのかということと現状と比べていただかないと、できるできる、可能性はあると思います。だから、それをつくっていただいたらいいと思うんですけども、それと比べないと、今現状を我々が見て、これはひどい、ひどい、ひどいとなっているけど、では、指定管理者制度だってうまくいくんかというところは具体的なところに落とし込んで、そういうのを出していただきたいと。要求水準書を例えば公募する場合だったら、これぐらいの指定管理料でこういうことを求めていくというのは、具体的に出してほしいんですよ。これが1つ。それをお願いしたいのが1つ。

もう一つは、これ、図書館と社会教育施設なんです。そうすると、ウェルネス新庄とか道の駅かつらぎとか、當麻の家とか、要は収益が上がる小売関係とか体育関係の事務とかのように収益が上がるような業態ではないんですよ、図書館と文化会館だから。そうすると、指定管理者制度であるのは指定管理料を定めるときに、いわゆる収益的事業あるいは自主事業、そこでの収益をぜひ上げていただいて、それでコスト削減を図ると。要は人員削減のコスト削減でなくて、高いサービスのためにはやっぱり人件費も経費も要るわけです。だけど、それを収益的事業の中でいろんな事業をやって、多様な事業をやっていただいて、それを市民にも還元して、そこで下げようということですから。ところが、図書館と文化会館、博物館、最近、指定管理をだんだん入れてきているところもありますけれども、これがどうなっているのか、これをちゃんと検証してほしいんですわ。つまり収益の上がらないところで、コスト、経費の問題ですね、メリットが生かせるのかどうか。

それから3つ目は、これは社会教育活動独自の問題なんですけれども、例えば収益的施設

にしようとして、文化会館機能でいろんな教室を業者の方がやる。いろんな教室を、講座を、いろんなところへ引っ張って楽しい。それはいいんですよ。でも、そのことと地元の方々の公民館利用、文化会館利用、バッティングすることがないのか。あるいは図書館でも、今はブックスタートとかいう形でお子さんの読書活動を非常に熱心にやられておられて、ボランティア活動もやっておられる。だから、そういう方々の主体性ですね、それが指定管理者だと、私のイメージですよ、消費者になってしまうんじゃないかと。だから、今だったらそういう方々はやっぱり自分たちのまちの図書館で直営ですから、いろんなことがあれば直接いろんな要望も出せるし、いろいろ窓口でお聞きになっていると思うんですけれども、例えばそういうことが指定管理者になると、どうなるのかなという心配があるんです。消費者の扱い、お客さんになるんじゃないかと。つまり、社会教育や図書館活動の主体としての住民のそういう意識がちょっと心配するところがあるので、この点についてもお考えがあればお聞きしたいと思います。長くなりまして申し訳ありません。

奥本委員長 林本総務部長。

林本総務部長 ただいまの谷原委員のご質問にお答えというか、答えになるかどうかは分からないですけども、谷原委員につきましては指定管理について本市のこと、本市の指定管理についてもいろいろご指摘をいただきながら、この前も一般質問もしていただいているかと思います。まず、一般的には指定管理者制度はもともと平成15年ですかね、地方自治法の改正に伴い制度が生まれまして、やはり一般的な指定管理の在り方というものがあるんです。その中でいろんな市町村が、先ほど出ましたガイドラインということも踏まえてやっておられるかとは思うんですけども、実際に対象施設の特性に見合った指定管理というのがあるのも事実であります。存在するのも事実であります。ですので、要は指定管理者制度を導入することで、指定管理のメリットを引き出して最大限の効果が発揮できるかということが重要なことでございます。そのための今後、まだ複合施設につきましては指定管理にするかどうかは決まっておりませんけれども、もし仮に、そういう仮定の話でございますが、要求水準書等をそこできちっと具体的に作って、それに対してこの複合施設が設置の目的であったりとか、費用対効果であったりとか、何よりも住民の方が満足して利用していただけることが満たすことができることで、やはり指定管理の最大限の効果が発揮できるのではないかなというふうに考えております。

今そういう点も踏まえて企画部のほうと連携しながら、専門分野アドバイザー、それらも 活用しながら、指定管理の在り方については考えていきたい、検討していきたいと思います ので、その点もご理解をお願いいたします。

奥本委員長 東副市長。

東 副市長 3つ目の谷原委員の地元の方が利用する場合、バッティングするんじゃないか。また、 主体性の問題、指定管理になるとという部分だったかと思うんです。それにつきましては、 我々のこれから運営を考えていく上で、やはり市民の皆さんの感情であったり、受益者負担 というかそういう観点はあるんですけれども、やはり今まで培ってきた歴史とか、そういっ た部分もありますので、それらも鑑みながら検討していかなければならない部分かなという ふうに感じております。 以上でございます。

奥本委員長 あともう1点、2番目の答えは。

林本総務部長。

林本総務部長 先ほど1番目の質問的な中で2番目のことも含めて、私の答弁のほうが分かりにくかったかと思いますが、収益が上がらないところでのメリットを生かせるかどうかということでございますが、やはり一般的な指定管理の考え方というのはもちろんあるというふうに先ほど申し上げました。やはり実際には、対象施設の特性に合った指定管理の在り方も存在するということです。ですので、そういったところの事情を考えながら、先ほど申し上げました施設の設置目的であったりとか、もちろん費用対効果であったりとか、それと、何よりも市民の方が満足して使っていただけること、ここを念頭に置きながらの部分ということになりますので、収益という部分ではその辺が度外視という言い方は表現はあれかもしれませんけども、費用対効果も含めた中で市民サービスの向上ということで、そこで指定管理のメリットというのが発揮されるのではないかなというふうに考えております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 特性に応じた施設の目的が違うわけですよね。だから、スポーツ体育施設、公園なんかも 結構収益施設で今指定管理者を指定して、公園なんかも活発なイベントをやったりして、公園の管理運営費を全体に下げていくというふうなこと、本当にいろんなところで普及してきていますよ。体育施設もそうです。体育館についてもコナミスポーツとかああいう業者がいろんな実績があるので、そういうところで収益も上げながらコスト削減をするというのはやっているので、だから、これは指定管理者制度の中でうまくいっている例ですけど、図書館とか、今度は文化会館もありますので、そうなると、非常に難しいということは言われているんです。あと福祉施設もそうですけどね。

だから、こういうところをどうするかということは、これは行政の考え方です、最後はね。だから、それがちゃんと仕様書のような形で公募をするときにきちっと出せるのか。あるいはそのときに、コナミを誘致したときのように要は専門家を招いて、ちゃんと指定管理料も含めてどうするのか、きちっと定めるのかね。ところが、葛城市の場合、ガイドラインがないから私から見たら、先ほど増田委員が国全体で例えば先ほど経費削減が3.4%実績があると。でもそれは、先ほど言いました真剣な努力をね、中核市なんかはいっぱいホームページに上がっていますから、ガイドラインを公表してですね。本当に真剣な努力をやった上で削減ができているんですよ。ほんで、多くのところが丸投げになっているとか、継続継続でいって、結局は業者の言いなりでどうも利用者の声が、これまでは市に直接言えてたのが指定管理者に言ってもらちが明かないと。そういうことがあって包括外部監査で八王子市なんかはやられて、すきっとした指定管理者制度のガイドラインをつくられて、これで行政が主体性を持って行政サービスを上げる、経費も削減する、そういうことでやられている自治体と比べて、葛城市はそういう実績がないんです。ないから私は不安に思っているから、本当に指定管理者でやるときには仕様書も含めて、増田委員が先ほどおっしゃったように具体的な

ところは詰めて出していただかないと、比較検討ができないんですよね。だから、それはぜ ひお願いしたいと思います。

私自身は指定管理者制度は批判的ですけど、これは反対というわけじゃなくて、うまくいけば非常に活用できる制度だというふうに、住民サービスを高めてコストも削減できる、そういう部分もあると思っていますので、反対というわけじゃないので、いい制度にするためにも、ぜひそういう形でご努力をお願いしたいと。

以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 これ、ずっと今日資料として運営の基本方針を出してきていただいたんですけど、これ、どっちどうするかというのをいつまでに、一番最初、谷原委員言いかけたはったか分からんですけど、設計のプロポーザルのほうが始まっていくんですね。ほんで、そこでも運営のほうも一応評価点というか参考にという形では、プロポーザルのほうでも前の委員会ですかね、でおっしゃっていたと思うんです、プロポーザルでも一応見ると。ほんだら、僕、思うんですけど、これはもともとやっぱり最初に、もっと早くに決めとく話やと思うんです。例えば資金調達にしたって公共でするんであるのかとかね。ほんで、設計、建設ももちろん民間でしていく。ほんで運営としても、例えば今直営でするのか民間にする。これというのを、それが全部整ってからいろいろ設計のプロポーザルをやったりとかというのが本筋。遅いんじゃないかなと逆に僕は思っています、今から指定管理。そやから、いつまでに指定管理でいくんか、直営でいくんかというのを事業のスケジュール的には、プロポーザルもありますし、設計も入りますし、もちろん設計のとき、決まった設計業者やったら、指定管理でいくんやったらやっぱりそことの話もしたいなというところももちろんあると思いますし。そやから、その辺というのはどのスケジュール感で。僕は早くこういうのは決めたほうがいいとは思っているんですね。その辺のスケジュール感というのを教えてほしいなと思っています。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問で、今後の管理・運営のスケジュールになるんですけれ ども、考えておりますのは令和6年度中に管理・運営の基本計画(案)をまとめる予定をし ております。

基本計画の案をまとめるんでなくて、指定管理か直営かの方向性を決めさせていただくと いう形を取らせていただきます。

奥本委員長 西川委員。

西川委員 令和6年度中ということは、設計の業務期間は令和7年3月までなので、その期間、要は 設計の期間中ということですね。基本設計の期間中になるのか。オーケーです。そやから、 基本設計の期間中ということは、そこで例えば指定管理になったとしても、今の設計、プロ ポーザルで決まったところの方と密に連携も取りやすいという意味でそのスケジュールにさ れたということですね。はい、分かりました。

先ほど指定管理か直営かというところなんですけど、僕にとっては、これも見させてもら

いましたけど、指定管理をやっぱりしていくのが、ええのと違うか。もちろん社会教育というところの部分、こんなんはっきり収益というところの部分でははかられへんですやんか。 そやけど、例えば民間の力を活用するんやったら、収益にはならんけど今以上に本に携われる人が増えるというたら、費用対効果の意味で言うたとしても、お金は関係ないですよ、今以上に来てもらえるという意味で言うたら、すぐにこれもうちょっと人を呼べるようにしたいなということは、民間やったらすぐ、例えば来月にこれをやろうよ、イベントを打とうよとか、例えばそういうことも含めてやりやすいと思うんですよ。ほんだら、その結果、図書館に、本に携わる方も増えてくるというような、僕はそういう感覚でおるんです。それが別に費用対効果で表すというたら難しいかもしれないですけど、今の本離れとかいうの、やっぱりその施設を民間の人が運営することによってそういうふうな今まで取り込めていない人たちを取り込むという意味で考えたら、その辺のさっきの話で、コスト削減とかもありましたけど、その辺で言うたら1つ、民間のいいところなのかなと思いますし、そやから僕は民間に運営をしてもらうというところのほうがええかなということで、僕の意見でさせていただきます。

奥本委員長 ほかにございませんか。

松林副委員長。

松林副委員長 この基本方針(案)を読んでいますと、15ページは當麻文化会館全体の指定管理と、それと図書館の指定管理とこの2種類指定管理があるんかなと思うんです。比較表を見ていますと、これも単純な話なんですけども、メリットの部分が私がぱっと見て、指定管理者制度という、ほんで直営と、これ、比較で、赤字の部分がかなり多いんですね。こんだけメリットがありますよと、これが実現できればの話ですけども、ここら辺の指標を谷原委員もおっしゃいましたけど、もうちょっと精査して、ここらのところを数値的というかなんというか、もうちょっと分かりやすいように出していただくということ。最終的には、増田委員のおっしゃっておられた24ページの一番最後のこの部分の基本的な考え方、ここに合致をすれば、指定管理に移るということがやはり第一ではなかろうかなと私はこのように思います。これ、指定管理するのも當麻文化会館全体の管理なのか、それと図書館も指定管理するのかという、この2種類あるんでしょうか。これ、どうなんですか。

奥本委員長 吉田室長。

吉田庁舎機能再編推進室長 ただいまの質問でございますけれども、新しい複合施設全体ということですけれども、庁舎の部分は除きまして、図書館、それから生涯学習の部門、文化会館の部門、そういった組合せはいろいろとあるかと思いますけれども、庁舎以外で考えております。 奥本委員長 松林副委員長。

松林副委員長 両方とも全てするのか、それとも當麻文化会館だけするのかと、いろんな考え方があるということですかね、これは。はい、そういうこと。

奥本委員長 ほかにございませんか。かなり長くなりますか。

吉村委員 いや、もう短くします。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 ちょっと今の関連もありまして、ちょうど聞こうと思っていたのが、15ページと、それから17ページのところで、館長というのがあります、指定管理者制度のところで。今の説明でもあったんですけれども、例えば図書館長であれば今、石川館長が新庄図書館の館長と當麻図書館の館長を兼務しておられるということなんですが、プラス、當麻文化会館の館長もいらっしゃるということなんですけれども、館長について現時点でイメージされているということはあるんでしょうか。その辺り確認だけさせてもらいます。

奥本委員長 木下補佐。

- 木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えします。館長と位置づけますと、今は別々の施設になりますので別々に館長がおりますが、今度複合された場合には複合施設ということになりますので、これは直営であろうと民間であろうと館長は1人になるのかなとイメージでは思っております。新庄側の館長は当然別に配置をしまして、複合施設の館長とは別に据えるというイメージですね。
- **奥本委員長** 吉村委員、図書館のことをおっしゃっているの、それとも複合施設も含めた館長を誰に 任せるか、それを行政でやるのか、民間にそこまでも請け負わせるのかということの質問で よろしいですか。

告村委員。

吉村委員 今いろいろやり方はあると思うんですけど、例えば図書館の館長をどうするのかということと、それから、今複数の施設が一緒になるので館長をどうするのかというところの整理をしたかないと分からないなと思ったんです。図書館というものはやっぱり新庄図書館というのがあって、そこはそこのルールに従って施設の管理と、あと資料の管理をして、それと別にこの複合施設は、資料の管理も含めて別にやるんだというふうな考え方もできるとは思うんですが、その辺りはどのように考えておられるのかを確認したかったんです。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 もし、指定管理になった場合の想定でお話ししたほうが分かりやすいかなと思いますので、その場合には複合施設の館長を配置をしまして、その館長に、今おっしゃいました施設の管理及び本の関連する事務、貸館の事務、そういったことをお任せしていくという形になるかと思います。新庄側の館長との関係性でいいますと、もちろん連携を取るというのは前提になりますが、基本的には直営館が複合施設の指定管理者をモニタリングすると、評価をしていくというような格好の位置づけになるかと思います。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 分かりました。仮に指定管理になった場合は別の館長、今、館長が両方の施設を行き来して管理をされているんですが、當麻のほうの館長がいらっしゃって、新庄は新庄で館長がいらっしゃるというふうなイメージでよいということですね。

それと、あと、そのことと資料の管理というのは、これは別の問題。これも確認だけ、念押しだけしときたいんですが、別の問題だと。端的に言いますと、今例えば新庄図書館も當麻図書館も十進分類法で資料管理をやっております。館長が替わってやったときに、図書館の管理ルール、例えば図書館の図書の分類であるとか、私は自分の意見とすれば、それは変

えないで日本十進分類法で統一してやるべきもんだというふうに思っています。それは私の 意見ですのでさておきまして、館長が別にいるのと、それから資料の管理というのは、これ は別個の問題であるというふうに私は理解をしておるんですが、その理解でよいでしょうか。 理事者側もそのように理解はされているでしょうか。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 今の質問にお答えします。その辺り、資料の管理という面、資料の 選定であるとか廃棄の部分を含めて管理ということに関して、特に分類方法ですか、そうい った部分に関しては、市側が要求水準書にまとめる内容によって定められてくるというふう に考えておりますので、それを丸々、どんなやり方をしてもいいですよというふうに投げか けるという意味のお任せするという趣旨ではございません。

奥本委員長 吉村委員。

吉村委員 承知しました。安心いたしました。 以上です。

奥本委員長 ほかにございませんか。手短にお願いします。 谷原委員。

各原委員 先ほど西川委員がおっしゃって、私が最初に質問したところに戻るんですけれども、もう一回確かめたいんですけれども、當麻複合施設整備に係る設計等業務委託におきまして、この管理・運営の在り方、今3種類ほど比較してそれを決めていこうという指針を出されたわけですけど、契約期間中に、よう分からへんのですけどね、これは聞きたいんですけど、要は設計をやりますと。これは市の考え方で設計をやりますと。出来上がった設計に対して直営なり指定管理者がその設計されたものに基づいて管理運営をやっていくという考えでいいのか。それとも途中で、例えばこれ、直営でいきましょうとか、あるいは指定管理者制度でいきましょうとなったときに、まだ設計の大詰めは決まっていませんと。そうすると、指定管理者制度の考え方に基づいた設計方針でいくということがあるのか。ここを聞きたいんです。

意図はどういうことかといいますと、厚生文教常任委員会でも図書館、指定管理者制度でやっているところに行きました。ほんなら、我々がイメージしている図書館と全然違うわけですよね。だから、恐らく設計段階からでもいろんなところで、そういうふうな空間づくりをやられたんだろうな、だからこの空間ができて人も集まるんだろうなというふうな印象を受けたんです。だから、西川委員がおっしゃったように、早くに決まっていたらそういう方式で設計して効果を上げるようなことがあったのかもわからないですが、今回これ、私、どういう形で動いていくのかよく分からないので、現状だったら市のコンセプトで取りあえずつくって、そしてどちらかの方式が後から決まるんかなという流れだというふうに見えるんですけども、それでいいのかどうか聞きたいんです。

奥本委員長 谷原委員、西川委員が心配されているところ、非常に重要なところなんですよね。運営のところというのは、コンセプトとかイメージというのが大事になってきますので、それは市で考えているのと、もし運用事業者が決まったときにその方が考えるものが相違があると

ちぐはぐな形になってしまうと。そこはやっぱり一体感を持たせるべきではないかというと ころ、その辺のところの考え方って今現状でどう考えていらっしゃるんでしょうか。 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 ただいまの質問にお答えをします。

各委員ご指摘のとおり、残念ながらといいますか、指定管理者の方針を早い段階で決め打って、事業者を選定するという段階で設計に臨めなかったというのは、我々の進め方がまずかったのかという点もあるかとは思います。おっしゃるとおりだとは思っております。本来であればそうあれば理想的だったんですが、残念ながら決めることができませんでしたので、この設計業務に関しましては、あえて管理・運営業務というのを抱き合わせをいたしました。これによってかなり参加事業者にとっては参加が難しいというハードルにもなったかとは思うんですが、あえて抱き合わせをさせていただきまして、意図としましては、まず設計に管理・運営事業者の意向が反映できる、基本設計の期間内にですね、そういった管理・運営に関する事業者の、例えば意見をヒアリングしながら、こんなことをしたいんだけどもできますかねというようなヒアリングをかけながら設計業務に反映していきたいというふうに考えております。行く行くは当然意見を聴取しながら、もしくはそのノウハウを反映しながら、出来上がった施設に関して管理運営事業者をもしお任せするという段になれば、意見を反映したものですから、当然うまく活用してもらえるというイメージで抱き合わせをしたものです。そんなところで大丈夫でしょうか。

奥本委員長 谷原委員。

答原委員 実は、そこを私は逆に心配していたんですね。というのは、指定管理者を指定してないわけです。指定してないのにどうやってヒアリングするかと。これは具合が悪いんじゃないかなと私は思うんですよね。つまり、指定管理者がまだ決まってないのに設計段階で、あたかも決まったようなことで聞くこともできないし、どういうことなんかがね。今のニュアンスだと、ちょっとえっと思ったんです。だから、本来だったら今の現状の流れからいうと、指定管理者制度ということがまだ決まっているわけでないので、設計段階については市の考え方でやっていくと。ただ、いろんな多様なことを取り入れながらやっていくということはあるんだろうけど、指定管理者でほかでやっておられるところに聞くと参入するということになるし、指定管理者制度ありきでやっているということになりますので、それは設計の在り方としてちょっとどうなんかな。そこまで決まっていませんから、まだね。議会でも決めていませんので。ちょっとお願いします。

奥本委員長 木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 私の表現が非常にまずかったと思います。今のところを少し訂正させていただきたいんですが、特定の事業者に対してヒアリングを行うという意味ではございません。今、設計業務と一緒に入っていただく事業者というのは、管理運営業務に関して施設の立ち上げの段から関わって施設運営を検討していくというような業務にたけた事業者が参加していただくことになりますので、経験則の中で当然積み上げてきた管理・運営に対する考え方を設計業務に反映するといった部分もございますし、事業者を特定してではなくて

複数の事業者にヒアリングを行った上で、うちの設計業務に合ったものを採用して反映をしていくと、そういったイメージを持っております。

奥本委員長 谷原委員。

谷原委員 もう一つ。要は指定管理者制度ありきで設計の管理関係も含めた設計をやっていただくというふうに聞こえたんですけど、じゃないですよね。やっぱり基本は市のほうが、こういう仕様で大体大まか決めた上でやっていくということですね。今の言い方だと、指定管理者制度のことをよく熟知している業者に請け負ってもらって、そういう設計で提案というふうに聞こえたので、そうすると先に実態として決めていっているようなことになってしまうんじゃないかなと。だから、今やっと方針が出て、こういう方針でどちらか決めますという段階で、だから、そこの日程的なところはどうなっているかということが私は当初から気になっていたんですが、答えれる範囲でどうぞ。

奥本委員長 回答をお願いします。

木下補佐。

木下庁舎機能再編推進室長補佐 何度も訂正させていただいて申し訳ないんですが、私も頭の中です ごく整理できてお話ができているわけではないので非常に申し訳ないんですが、当初から指 定管理者ということを目指して整理をしていただくということではございませんでして、目標にしているのは申し上げたように、複数の機能が融合して、たくさんの方が寄っていただ いて、たくさんの目的を持って活用していただくと。いろんな人が滞在していただいて、ゆっくり時間を過ごしていただくような施設にしたいと。そういったところに向けて、そういった目標に向けて整理をしていただくというイメージですので、それがどうしても今までの 議論の中で指定管理者と結びついてしまったので、そういう表現になってしまったみたいで 申し訳ないです。

奥本委員長 増田委員。

増田委員 策定に当たっての1ページの中段のところに、基本的なところを書いているんですよ。私、これ、総務建設常任委員会の財政の健全化というところに結びつくんかなという思いがしています。何でかというと、この公共施設の取り巻く環境からずっと入っていますけども、財政負担が今後どんどんどんどん高まってくると。この運営についてしっかりとこれから考えていかなあかんというところに、この複合施設の管理・運営のことを考えていただいていると思うんです。

これ以外にも、前の市政フォーラムでもご意見があったんですけども、体育施設も含めて、市がやるよりも民間にやっていただいたほうが住民サービス向上するんじゃないかと、ご意見。私もそういう考え方もあるんだなと。だから、ここで當麻複合施設の議論の前に、前提に、市が今後の各種事業において民間の力、指定管理ですね、そういった力を借りて進めるんだという方向性が出されるのか出されないのか。ちょっと難しい問題かと思いますけども、それは先ほど私が言ったように最後のところにある、これによって見込めるのであれば、財政の改革、経費の節減、サービスの向上が見込めるのであれば、各種事業においてこういう方向で指定管理を進めていきますという市長の方向性が、私は最終的に問われるのと違うか

なと思うんです。

先ほどから谷原委員がおっしゃっていたところでちょっと引っかかるんで、これだけ私、お願いというかしときたいのは、民間事業者が當麻複合施設を活用して、いろんな方に料金を取ってもうけてもうたらというふうな1つの商売的な利用に、あの當麻複合施設のきゅうきゅうに詰め込んだ施設が余裕があるのかどうかなんです。それによって今使っておられる方の利用に弊害が及ぼすようなことであれば、私はそれは最後の最後の運用の中で余っている時間というところでの活用方法としては、民間が有効に使っていただくことは別に問題ないんですけども、それが先にあってしまったら、民間が入ってきたわ、有料のところを貸し出しとるわ、無償の住民サービスのほうは使われへんねんみたいなことになりかねませんので、さっきの案というか想定の話はなしというか、私はそういうことがないような方向で指定管理の運営をしていただくことからスタートしていってほしいなと、こういうふうに思いますので。

市長、さっき言ったこと、感想だけでも。

奥本委員長 阿古市長。

阿古市長 文化施設ですとか社会教育施設というのは基本的に福祉施設と同じなんですけども、利益を発生しない施設でございまして、ですから、行政がサービスとして提供するということが税金で認められている施設でございますので、ですから、これが仮に直営であれ指定管理であれ、どの程度のサービスをどのコストで市民の皆さん方に提供するのかということが一番の基準になると思います。その中で直営でやるのがいいのか、指定管理でやるのがいいのか、それが低コストで高サービスがどちらが実現できるのかというバランスの問題やと考えておりますので、いろいろ検討事項は今回のこの資料にも書いておりますので、ずっと検討を積み重ねて、どちらであるべきかという議論は議会の皆さん方と一緒にしていきたいなと思っておるところでございます。

以上でございます。

奥本委員長 もうよろしいですね。まとめに入りますよ。そうしましたら、今もろもろ質疑も含めて回答もいただきました。大枠で大体皆さん方の意見を総括しますと、今回指定管理はどうかという提案があったわけなんですけども、そこについては方向性次第なんですけども、やり方を見誤らなければおおむねいいんじゃないかという意見があった。ただ、それに関しての注文がありました。それに対しては現状葛城市が指定管理者制度ということに対してどの程度取決め、あるいは何か制限をかけれるのかというところが全くない中で、今後そこをやっぱり縛りというのがないと、それを何でも民間にやらせたらいいわというわけではございませんので、そういうところの確認があったということで、それを踏まえていただいて今後の検討に進んでいただけたらと思っております。

増田委員がおっしゃったように、24ページの基本的な考え方にありますように、指定管理をするということは運営・管理コストが引き下げられるという、これは非常に大きなメリットなので、国からも何%というのはどこかに書いていましたけども、ただ、そこもこれまでの行政の指定管理の考え方でいうと、要するにコストを下げるがために指定管理をやってん

ねんと。サービスは二の次やというところがやっぱりあったわけなんですね。だから、そこに陥らんようにというのを考えないといけないので、やはり指定管理の考え方の中で、コストを下げ過ぎると優秀な事業者は応募しないということがあるんです。不利な条件でも仕事を取らざるを得ない不良な事業者が応募してくることになってしまうと、指定管理するメリットがなくなってしまうんですよね。これ、経済用語でアドバース・セレクションというんですけども、そういう逆選択が働かんような仕組みづくりというのが今後重要になってくるので、行政側におかれましてはその辺も踏まえて、議会においても指定管理をもう少し勉強していって、最後、増田委員がおっしゃって、市長もおっしゃったように、これが葛城市における指定管理の1つのやり方として確立できて、更にそれがうまく指定管理として効果が上げれるようにつながっていければいいと思いますので、その辺りまた検討のほうよろしくお願いしたいと思います。

それでは、長くなりましたが、本日の調査案件は以上としたいと思います。

これをもちまして、本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。いいですか。

(「なし」の声あり)

奥本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆さん、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。本当に指定管理のことに関しては、やっぱり我々も言いたいこともいっぱいあるし、分からんこともいっぱいあります。 厚生文教常任委員会でもあれだけ深い議論をしていただいて、これが1つのきっかけとなって議会全体として、あるいは行政も全体として指定管理を学んでいくきっかけになったんではないかと思います。また今後、この話をもっと深めていけるように協力をお願いしたいと思います。

これをもちまして、當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 午後4時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

當麻庁舎の危険性排除に伴う機能再編に関する特別委員会委員長

奥本 佳史